

滋賀県の情報公開・個人情報保護

平成19年度 運用状況報告書

滋 賀 県

情 報 公 開 制 度

滋賀県の情報公開制度

1 はじめに

滋賀県では、県民参加による身近で開かれた県政を推進するための仕組みの一つとして、昭和62年10月に「滋賀県公文書の公開等に関する条例」を制定して、昭和63年4月から公文書公開を実施してきました。平成12年10月には、地方分権の進展や行政運営の透明性の向上、説明責任がより一層求められるようになってきたこと、また、国においても情報公開法が制定されたことなどを踏まえ、「滋賀県公文書の公開等に関する条例」の全面的な見直しを行い、「滋賀県情報公開条例」を制定し、平成13年4月1日から施行しています。

県では条例前文にも示されている、「県の保有する情報は県民の共有財産であり、公開が原則である」という理念に則って、「公文書公開制度」と「情報公開の総合的な推進」を二つの柱として情報公開を進め、県政運営の透明性の確保に努めながら、県民の皆さんと情報を共有して協働による県政を進めていくこととしています。

2 情報公開制度のあらまし

(1) 公文書公開制度

公文書公開制度は、実施機関の保有している公文書を公開請求に基づき公開する制度で、情報公開制度の中心となるものです。

ア 公文書公開制度を実施する機関 [条例第2条第1項]

知事 議会 教育委員会 選挙管理委員会 人事委員会
監査委員 公安委員会 警察本部長 労働委員会 収用委員会
海区漁業調整委員会 内水面漁場管理委員会 公営企業管理者
病院事業管理者 県が設立した地方独立行政法人

イ 公開請求の対象となる公文書 [条例第2条第2項]

公開請求の対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および写真ならびに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものとなります。ただし、公報、官報、白書等不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの、県立近代美術館などの県の施設や県が設立した地方独立行政法人の施設において、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別な管理がなされているものは、除かれます。

なお、議会については平成11年10月1日以降に、また、公安委員会および警察本部長については平成14年4月1日以降に、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および写真ならびに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものが対象となります。

ウ 公開請求権者 [条例第4条]

「何人も」、すなわち県民の方だけでなく、県外の方でも、どなた（どの団体）でも

公開請求をすることができます。

エ 公開請求の方法 [条例第 5 条]

公文書の公開請求は、氏名、住所、公開を請求する公文書の名称等を記載した「公文書公開請求書」を実施機関に提出することにより行うこととしています。方法は窓口へ直接提出する他、ファックス、郵送等により行うこともできます。

なお、公開請求の相談および案内の窓口として、本庁に「県民情報室」を、各振興局等（南部・甲賀・東近江・湖東・湖北・高島の県下 6 か所）に「行政情報コーナー」を、警察本部に「警察県民センター情報公開推進室」を設け、各警察署（県下 12 か所）は警務課がこの窓口となっています。

オ 非公開情報 [条例第 6 条]

公開請求のあった公文書は公開が原則ですが、例外として次の情報が記録されている場合は、公開できない場合があります。

（ア）個人に関する情報 [第 1 号]

個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報など

（イ）法人等に関する情報 [第 2 号]

法人その他の団体に関する情報や事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等や当該個人の正当な利益を害するおそれのある情報など

（ウ）公共の安全と秩序の維持に支障が生ずる情報 [第 3 号]

公にすることにより、犯罪の予防・捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

（エ）法令または条例の規定により非公開とされる情報 [第 4 号]

法令等の規定により非公開とされている情報

（オ）審議、検討または協議に関する情報 [第 5 号]

県の機関等の内部または相互間における審議等に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報など

（カ）事務の円滑な実施を困難にする情報 [第 6 号]

県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

カ 部分公開 [条例第 7 条]

公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、非公開情報が記録されている部分とそれ以外の部分を容易に分離できるときは、原則公開の理念に基づいて、当該公文書の全部を非公開とするのではなく、非公開部分を除いて可能な限り公開すべきこととされています。

キ 公益上の理由による裁量的公開 [条例第 8 条]

公開請求に係る公文書に非公開情報（第 6 条第 4 号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは公開することができます。

ク 公文書の存否に関する情報 [条例第 9 条]

公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否することができるかとされています。

ケ 公開請求に対する決定および決定期限 [条例第10条・第11条・第12条]

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求があった日（収受年月日の翌日を起算日とする）から15日以内に公開するかどうかの決定を行わなければならないとされています。また、非公開とする部分がある場合には非公開とする理由を示さなければならないとされています。

公開請求のあった日から15日以内に決定することができない正当な理由があるときは、30日を限度として決定期間を延長することができるかとされています。

なお、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から45日以内にそのすべてについて決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合については、「公開決定等の期限の特例」（条例第12条）の規定があります。

コ 公開の実施および費用負担 [条例第15条・第16条]

公開の実施の方法には、閲覧、聴取、視聴または写しの交付があります。

公文書の閲覧、聴取および視聴については無料ですが、公文書の写しの交付また送付に要する費用は公開請求者の負担となります。

サ 不服申立て [条例第 3 章]

実施機関の行った公開請求に対する決定について不服がある場合は、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。

実施機関は、滋賀県情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して、不服申立てに対する決定または裁決を行うこととなります。

(2) 情報公開の総合的な推進

滋賀県では、条例の目的である「県民と県との協働による県政の進展に寄与する」ために、公文書公開制度の、請求に基づく公文書の公開にとどまらず、積極的に県の保有する情報の公開を行い、情報公開の総合的な推進を図っています。

ア 情報提供制度

(ア) 行政資料の閲覧・貸出・写しの交付

情報公開制度の窓口として設置している本庁の県民情報室や各振興局等の行政情報コーナーにおいて、県刊行物や統計資料等の閲覧や貸出、有償での写しの交付を行い、県政情報の提供に努めています。

(イ) 県刊行物の有償頒布

県の保有する情報を広く県民等の利用に供するため、平成12年度から「県刊行物の有償頒布に関する要領」を施行し、県刊行物の有償頒布を実施しています。

(ウ) 「滋賀県の情報提供の推進に関する要綱」に基づく情報提供

平成18年度末に「滋賀県の情報提供の推進に関する要綱」を制定（平成19年度施

行)し、滋賀県ホームページへの情報の掲載や県民情報室等での情報の縦覧を推進しています。なお、本要綱の施行により、知事、副知事、各実施機関の長、本庁各部長等の交際費の支出状況もホームページに掲載しています。

イ 県民政策コメント制度

滋賀県では県の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることにより、県民とのパートナーシップによる県政の推進に資することを目的として、平成12年度から「滋賀県民政策コメント制度に関する要綱」を施行しています(所管：総務部経営企画室)。

県民政策コメント制度は、県政の基本的な政策を立案する過程において、当該立案に係る政策の趣旨、内容等の必要な事項を県民等に公表し、これらについて提出された県民等の意見、情報および専門的な知識を反映させる機会を確保する手続きをいい、対象となるものは以下のものとなっています。

- (ア) 県の基本構想、県行政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定およびこれらの重要な改定
- (イ) 県行政に関する基本方針を定め、または県民に義務を課し、もしくは権利を制限することを内容とする条例(地方税の賦課徴収ならびに分担金、使用料および手数料の徴収に関するものを除く。)の制定または改廃に係る案の策定(迅速性または緊急性を要するものおよび軽微なものを除く。)

ウ 附属機関等の会議の公開

滋賀県では、政策形成過程の透明性の向上と公正の確保を図るために、「附属機関等の会議の公開等に関する指針」を策定し、平成12年度から運用しており、滋賀県情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報を審議する場合などを除き、附属機関等の会議を公開することとしています(所管：総務部人事課)。

(ア) 会議の開催の周知

公開の会議を開催する場合には、開催の日時、場所、議題、傍聴手続等を記した会議開催案内を県民情報室や行政情報コーナーに掲示するとともに県のホームページに掲載することなどによりお知らせしています。

(イ) 公開の方法

会議の傍聴および議事録等の会議結果の公表の方法により行っています。

エ 出資法人の情報公開

滋賀県では、県の出資法人について、当該出資の公共性にかんがみ、滋賀県情報公開条例第34条の規定に基づいて、「出資法人の情報公開の推進に関する指導指針」(平成13年1月31日制定)を定めて、出資法人の情報公開を推進しています。

(ア) 対象となる出資法人

対象となる出資法人は、県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの(以下「資本金等」という。)を出資している法人で次のいずれかに該当するものをいいます。

県が資本金等の4分の1以上を出資し、かつ、県の出資割合が最も高い法人(に掲げる法人を除く。)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第152条第2項に規定する法人に該当する法人

(イ) 出資法人において実施する情報公開制度

出資法人の経営状況等に関する資料の公表

上記(ア)の または に該当するすべての出資法人が対象となっています。

出資法人が定める規程等に基づき、当該出資法人がその保有する文書について滋賀県情報公開条例に準じた公開制度(文書公開制度)の実施

上記(ア)の に該当する出資法人のうち県が資本金等の2分の1以上を出資している法人および上記(ア)の に該当する法人が対象となっています。

平成19年度の情報公開制度の実施状況

1 公文書公開制度

(1) 公文書公開請求の状況

平成19年度における公文書公開請求件数は675件で、昭和63年の制度創設以来最多の件数でした。前年度の578件に比べて97件（16.8%）増加しています。平成19年度は制度創設から20年目にあたります。

表1 公文書公開請求件数の状況 (件)

区分	県民情報室 (本庁)	行政情報コーナー (振興局等)	警察県民センター (警察本部)	その他の機関	計
昭和63～平成17年度	2,097	741	148	203	3,189
平成18年度	295	203	45	35	578
平成19年度	355	243	41	36	675
計	2,747	1,187	234	274	4,442

注1 件数は、請求書一枚を1件としてカウントしたものです。

2 平成12年度までの件数は、請求と申出の合計となっています（以下同じ。「申出」とは、滋賀県公文書の公開等に関する条例（旧条例）下で定められていた県外在住者等の請求権者以外の者からのものをいいます）。

(2) 公文書公開請求の請求者別内訳

平成19年度の公文書公開の請求者別の内訳は、表2のとおりです。

その内訳は、「県内、個人」が362件と最も多く、次に「県内、法人・その他の団体」が143件となっており、「個人」と「法人・その他の団体」を合わせた県内の請求者が全体の74.8%を占めています。

表2 公文書公開請求の請求者別内訳 上段：件数 下段：構成比

	県内	県外	計
個人	362	54	416
	53.6%	8.0%	61.6%
法人・その他の団体	143	116	259
	21.2%	17.2%	38.4%
計	505	170	675
	74.8%	25.2%	100%

(3) 公文書公開請求の実施機関別内訳

公文書公開請求のあった実施機関別内訳は表3のとおりです。

平成19年度における公文書公開請求の実施機関別内訳は、知事部局が678件で全体の84.5%を占めています。一方、議会や教育委員会などの知事部局以外の実施機関では、124件の請求がありました。

知事部局の部局別（振興局等、地方機関分含む）で見ると、土木交通部が最も多い420

件、次いで琵琶湖環境部が72件、健康福祉部が57件でした。知事部局以外の実施機関で最も多かったのは警察本部長で、41件の請求がありました。

土木交通部の場合、建築計画概要書（76件）、道路供用開始図面（55件）、その他工事に関する資料の請求が多くありました。琵琶湖環境部の場合は産業廃棄物関連の請求が多く、健康福祉部の場合は社会福祉法人関係の請求が多くありました。教育委員会には、教員採用選考試験の試験問題の請求が多くありました。選挙管理委員会には、政治資金規正法に基づく収支報告書等の請求が多くありました。

表3 公文書公開請求の実施機関別内訳

左欄：件数 右欄：構成比

実施機関	昭和63～平成17年度		平成18年度		平成19年度		合計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
知事	2,741	83.2%	554	83.2%	678	84.5%	3,973	83.4%
政策調整部	83	2.5%	12	1.8%	29	3.6%	124	2.6%
総務部	349	10.6%	18	2.7%	39	4.9%	406	8.5%
県民文化生活部	230	7.0%	15	2.3%	12	1.5%	257	5.4%
琵琶湖環境部	521	15.8%	78	11.7%	72	9.0%	671	14.1%
健康福祉部	407	12.4%	70	10.5%	57	7.1%	534	11.2%
商工観光労働部	24	0.7%	5	0.8%	15	1.9%	44	0.9%
農政水産部	197	6.0%	14	2.1%	30	3.7%	241	5.1%
土木交通部	889	27.0%	342	51.4%	420	52.4%	1,651	34.7%
出納局	41	1.2%	0	0.0%	4	0.5%	45	0.9%
議会(H11.10～)	62	1.9%	13	2.0%	8	1.0%	83	1.7%
教育委員会	221	6.7%	24	3.6%	36	4.5%	281	5.9%
選挙管理委員会	74	2.2%	18	2.7%	30	3.7%	122	2.6%
人事委員会	6	0.2%	1	0.2%	1	0.1%	8	0.2%
監査委員	20	0.6%	1	0.2%	3	0.4%	24	0.5%
公安委員会(H14～)	1	0.0%	1	0.2%	0	0.0%	2	0.0%
警察本部長(H14～)	150	4.6%	44	6.6%	41	5.1%	235	4.9%
労働委員会	1	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	2	0.0%
収用委員会	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%
海区漁業調整委員会	4	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	4	0.1%
内水面漁場管理委員会	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%
公営企業管理者	11	0.3%	2	0.3%	2	0.2%	15	0.3%
病院事業管理者(H18～)	-	-	6	0.9%	2	0.2%	8	0.2%
県が設立した地方独立行政法人(H18～)	-	-	2	0.3%	0	0.0%	2	0.0%
合計	3,293	100%	666	100%	802	100%	4,761	100%

注 1 件の請求で複数の部局にわたるものがあるので、合計数が表1の公文書公開請求件数より多くなっている。
各部局別内訳は、各部関係の出先機関分を含んだもの。

(4) 公文書公開請求の決定状況

公文書の公開請求に対する決定状況は、表4のとおりです。

平成19年度における公文書公開請求の決定状況は、公開が237件、部分公開が367件、非公開（不存在を除く）が5件、不存在が59件、取下げが7件でした。

表4 公文書公開請求の決定状況

区分	請求件数	公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ
昭和63～平成17年度	3,189	1,332	1,572	55	149	81
平成18年度	578	235	286	9	30	18
平成19年度	675	237	367	5	59	7
合計	4,442	1,804	2,225	69	238	106

(5) 非公開決定等の理由別内訳

平成19年度に部分公開・非公開（不存在を除く）決定を行った372件についての非公開理由は、個人に関する情報（条例第6条第1号該当）によるものが335件（注2）と最も多く、全体の約5割を占めています。次いで、法人等に関する情報（条例第6条第2号該当）が多く、個人に関する情報と合わせると、全体の8割以上を占めています。

表5 非公開決定等の理由別内訳

上段：件数
下段：構成比

非公開理由	昭和63～平成12年度	平成13～平成18年度		平成19年度
		平成13～平成18年度	平成19年度	
個人情報 （条例第6条第1号）	465 37.3%	1,006 53.3%	335 49.8%	
法人情報 （条例第6条第2号）	281 22.6%	558 29.6%	240 35.7%	
公共安全情報 （条例第6条第3号）	286 23.0%	55 2.9%	12 1.8%	
法令秘情報 （条例第6条第4号）	2 0.2%	8 0.4%	6 0.9%	
機関委回事務情報 （条例第6条第5号）	3 0.2%	14 0.7%	3 0.4%	
意思形成過程情報 （条例第6条第6号）	49 3.9%	245 13.0%	77 11.4%	
行政運営情報 （条例第6条第7号）	142 11.4%			
国等協力関係情報 （条例第6条第8号）	17 1.4%			
合計	1,245 100%	1,886 100%	673 100%	

注1 平成12年度までは、滋賀県公文書の公開等に関する条例（旧条例）に基づく非公開理由。また、平成12年度については、同条例の一部改正により機関委回事務情報（条例第6条第5号）が削除され、条例第6条第6号から第8号までの号数が一つずつ繰り上がっています。

2 1件で非公開理由が複数あるものがあるため、非公開理由の適用数の合計は、部分公開・非公開決定件数を上回っています。

(6) 不服申立て、情報公開審査会の審査および実施機関の処理の状況

< 滋賀県情報公開審査会の概要 >

滋賀県情報公開審査会は、学識経験者や一般公募者等7人以内の委員で構成されています。情報公開審査会は、非公開決定等について不服申立てがあった場合に実施機関から諮問を受け、実施機関が行った決定の当否について審議を行うほか、情報公開制度の運営・改善について公正中立な立場から建議を行う地方自治法上の附属機関です。

< 開催状況 >

平成19年度は、計12回開催されました。

< 諮問の状況 >

平成19年度に4件あった不服申立てのうち、3件が審査会に諮問されました。諮問されなかった1件については、実施機関が処分を取り消して公開をしました。

< 答申および実施機関の処理の状況 >

平成19年度は、審査会による答申が4件、答申を受けた実施機関による裁決が2件ありました。答申は、平成17年度の諮問案件1件（諮問第39号）と平成18年度の諮問案件3件（諮問第40号～第42号）について出されたものです（答申第34号～第37号）。裁決は、平成18年度に出された答申（答申第32号・第33号）を受けたものです。

表6 不服申立て、審査会の審査および実施機関の処理の状況

年度	不服申立ての状況				
	不服申立て係属件数	内訳		諮問前取下げ	未諮問
		前年度からの繰越件数	当年度中申立て件数		
平成19年度	11	7	4	0	0

情報公開審査会									
諮問係属件数	内訳		諮問の取下げ	答申件数	内訳				審議中
	前年度からの繰越件数	当年度中諮問件数			原処分受当	一部取消し	取消し	却下	
8	5	3	0	4	1	2	1		4

不服申立て係属11件のうち、決定・裁決に至ったものは3件である。残り8件のうち4件は審査会が答申をするに至ったが、4件は審査会において審議中である。答申された4件は、いずれも平成19年度中に決定・裁決には至っていない（答申後未処理）。

実施機関の処理					
決定・裁決	内訳				未処理（答申後）
	認容	一部認容	棄却	却下	
3	1		2		4

認容の1件は諮問を要さず処理

表7 情報公開審査会諮問案件の平成19年度処理状況

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
37	「発言者氏名がわかる教育委員会会議録」	教育委員会	審査請求 H17.10.25	答申第32号 原処分妥当 H19.3.30	棄却 H19.4.10
		非公開 H17.10.17	諮問 H18.3.15	開催回数5回 処理日数380日	
38	「県立中学校教科書採択に関する教育委員会の録音記録」	教育委員会	審査請求 H17.11.30	答申第33号 原処分妥当 H19.3.30	棄却 H19.4.10
		一部公開 H17.10.5	諮問 H18.3.15	開催回数5回 処理日数380日	
39	「発達障害者調査報告関係文書」	知事	異議申立て H18.2.7	答申第34号 取消 H20.3.28	(認容 H20.4.23)
		公開 H18.2.1	諮問 H18.3.13	開催回数4回 処理日数746日	
40	「社会福祉法人認可申請書類、知的障害者福祉施設事故報告書関係文書」	知事	異議申立て H18.2.8	答申第35号 一部取消 H20.3.28	(一部認容 H20.4.23)
		一部公開 H18.2.3	諮問 H18.4.6	開催回数8回 処理日数722日	
41	「病院における死亡事故報告書関係」	知事	異議申立て H18.3.10	答申第36号 一部取消 H20.3.28	
		一部公開 H18.3.1	諮問 H18.4.20	開催回数8回 処理日数708日	
42	「知的障害者雇用計画、知的障害者採用試験問題関係」	知事	異議申立て H18.2.1	答申第37号 原処分妥当 H20.3.28	(棄却 H20.4.10)
		一部公開 H18.1.27	諮問 H18.7.3	開催回数4回 処理日数634日	
43	「職員処分に関する文書関係」	知事	異議申立て H18.2.27	(答申第38号 一部取消 H20.10.15)	
		一部公開 H18.2.23	諮問 H18.7.3	(開催回数4回 処理日数835日)	

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
44	「R D社の元従業員と直接 会いまたは電話により聴取 した復命書」	知事	異議申立て H19.10.24	(答申第39号 一部取消 H20.12.25)	
		一部公開 H19.10.19	諮問 H19.11.12	(開催回数6回 処理日数409日)	
45	「R D社の元従業員等に対 する文書照会及びその回答 文書」	知事	異議申立て H19.11.15	(答申第40号 一部取消 H20.12.25)	
		一部公開 H19.11.7	諮問 H19.12.14	(開催回数6回 処理日数377日)	
46	「R D社の元役員および元 従業員に対する文書照会に よる回答結果をとりまとめ た資料」	知事	異議申立て H19.11.30	(答申第41号 一部取消 H20.12.25)	
		一部公開 H19.11.27	諮問 H19.12.25	(開催回数6回 処理日数366日)	

注 ()内は平成20年度

表 8 平成19年度の情報公開審査会答申の概要

<p>答申第34号 (諮問第39号)</p>	<p>件名 「発達障害者支援法上の発達障害者の人数が記載された文書、発達障害者の判定方法・基準が記載された文書」の公開決定に対する異議申立て</p>
<p>1 対象公文書 ・「行動障害を示す知的障害者(児)及び自閉症者(児)実態調査報告書」(平成14年3月 滋賀県健康福祉部障害福祉課) ・「めくばり てくばり こころくばり LD、ADHD、高機能自閉症支援ガイドブック(増補版)」(平成17年3月 滋賀県教育委員会)</p>	
<p>2 答申の骨子 (1) 結論 実施機関が行った公文書公開決定は、本件対象公文書の特定に誤りがあるため、これを取り消し、さらに、本件対象公文書は存在しないと認められることから、改めて公文書非公開決定を行うべきである。 (2) 判断理由 本件対象公文書の特定の妥当性について ア 発達障害者支援法上の発達障害者の人数が記載された文書について 実施機関は、「発達障害者支援法上に規定する発達障害者の全数を明確に調査したもの」は存在しないことから、発達障害者の数がわかるものであれば何でも良いと考え、「参考になるもの」を本件対象公文書として特定したとのことである。また、実施機関が説明するように他の都道府県でも調査を実施しているところはないとのことである。 たしかに、自閉症は発達障害のうちの広汎性発達障害の一つであり、自閉性障害(または自閉的傾向)がある者の人数は、発達障害者の人数の一部を構成するものと言える。 しかしながら、発達障害者支援法の施行は平成17年4月1日であり、法律の施行以前の平成12年に把握した数値を「『発達障害者支援法上』の発達障害者の人数」と捉えるのは、無理があると言わざるを得ない。また、法律の施行後においても滋賀県は国、他府県等と同様に発達障害者支援法上に規定する発達障害者の人数の調査は行っていないとのことで、他に代わりになるような文書は存在しないものと認められる。 実施機関は請求対象と異なる文書を特定したものであり、文書の特定に誤りがあったものと認められる。 イ 発達障害者の判定方法・基準が記載された文書について 実施機関の説明によると、「発達障害者の判定方法・基準が記載された文書」は存在しないことから、「参考になる文書」を本件対象公文書として特定したとのことである。 実施機関によると、ICD-10(世界保健機構の国際疾病分類)やDSM-4(米国精神医学会の「精神障害の診断と統計のための手引き第4版」)等の国際的に認知されている医学的診断基準は存在するものの、発達障害者支援法の制度上の判定方法・基準は国等からも示されていないとのことで、そうした説明に不自然、不合理な点はなく、他に代わりになるような文書は存在しないものと認められる。 実施機関は請求対象と異なる文書を特定したものであり、文書の特定に誤りがあったものと認められる。 (3) 審査会の意見 対象公文書の特定は、厳密に解釈し過ぎるよりも、可能な限り広義に解すべき場合もある。しかし、本件の場合、請求者はあくまで「発達障害者支援法上の発達障害者の人数が記載された文書」や「発達障害者の判定方法・基準が記載された文書」を求めていたのであって、それぞれについての「参考になるもの」を求めたものではなかったのである。 今後はこのようなことがないよう、対象公文書の特定の際には慎重に対応されたい。 なお、「参考になるもの」については対象公文書として公開しない代わりに、情報提供することを検討すべきであったと考える。</p>	

<p>答申第 35 号 (諮問第 40 号)</p>	<p>件 名 「ア 法人設立認可に係る文書一式(の分) イ に係る監査報告書(直近のもの)、ウ 知的障害者入所施設に係る事故報告書文書一式(死亡事故の分のみ)」の一部公開決定に対する異議申立て</p>
----------------------------------	--

<p>1 対象公文書 ア 法人設立認可に係る文書一式(の分) ・ 回議書(社会福祉法人 の設立認可について) ・ 社会福祉法人設立認可申請書 ・ 社会福祉法人設立認可申請書(発起人会議事録) イ に係る監査報告書(直近のもの) ・ 社会福祉法人等関係資料 ・ 社会福祉施設(身障・知的・保護・障害児)施設個別表 ・ (監査結果)回議書 ・ 社会福祉施設指導監査調書 ウ 知的障害者入所施設に係る事故報告書文書一式(死亡事故の分のみ)</p>
--

<p>2 答申の骨子 (1) 結論 実施機関が、法人設立認可文書、監査報告書、事故報告書につき、その一部を非公開とした決定について、非公開とした部分のうち、別表の「審査会の判断」欄(略)において公開とした部分については公開すべきである。 (2) 判断理由 条例第 6 条第 1 号の該当性について ア 法人設立認可文書 [非公開部分： 理事(設立代表者を除く)、監事の住所 施設長予定者の住所、氏名 議事録の発言者氏名、発言の内容の個人氏名 理事、監事の自筆氏名 個人の印影(県の回議書の決裁印等を除く) 履歴書 印鑑登録証明書 身分証明書 法人その他の団体、事業を営む個人の印影 法人その他の団体、事業を営む個人の預金口座番号] ～ については、個人識別情報であり、条例第 6 条第 1 号本文に該当する。 しかしながら、 のうち施設長予定者の氏名については、厚生省通知により条例第 6 条第 1 号ただし書アの慣行として公にすることが予定されている情報といえる。 また、 議事録の発言者氏名等のうち発起人、施設長予定者等役員就任予定者についても、同様である。 イ 監査報告書 非公開とされたもののうち職員の氏名・年齢については、個人に関する情報であって特定の個人を識別できる情報であるか、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであり、非公開が妥当である。 一方、職についてはこれを公開しても特定の個人を識別できず、非公開理由にはあたらないが、本件においては、既に最終学歴・勤続年数・給与等が公開されており、これに加えて職を公開すれば特定の個人を識別することが可能となり、当該個人の給与等も明らかになるため条例第 6 条第 1 号に該当し、職を非公開とすることはやむを得ないとする。 ウ 事故報告書 [非公開部分： 氏名、年齢、出身地、学歴 施設利用年月日、施設利用状況 無断外出月日、無断外出発見月日・場所 障害判定、障害程度、障害の状況に関する記述 死亡年月日、死亡場所、死亡原因、遺体の状況 家族氏名、家族構成、家族住所、家族連絡先 交通事故相手氏名 記録月日 病状に関する記述 主治医・病院医師氏名 葬儀月日、葬儀場所 法名 入院計画書記載事項全部 死亡届・死亡診断書記載事項全部 法人、施設に関する事項(法人名、施設名、所在地、印影、文書番号、施設電話番号、施設 F A X 番号、ホームページアドレス、電子メールアドレス、施設主催事業名、施設内サークル名、施設内の居室名) 施設所在地周辺に関する事項(地名、駅名、警察署名、行政機関名、近隣施設名) 法人、施設職員に関する事項(理事長、理事、施設長および施設職員の氏名、電話番号、印影)]</p>
--

～ についての審査会の判断は別表の（略）のとおりである。

条例第6条第1号に規定する「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、本来、未公表の著作物等で、公にすれば財産権その他の個人の権利利益を害するおそれがあるものや、反省文、カルテなどのように個人の思想、信条、心身の状況などに関する情報であって個人の人格や私生活と密接に関連するものをいい、本規定に該当するかどうかは、公文書の趣旨・性格も踏まえ、個々具体的にプライバシーとして保護する必要があるのかどうかの判断によるべきものである。

したがって、類似事故の再発防止や安全対策の周知徹底という観点からも、利用者本人の死因につながるような健康状態や病歴、あるいは施設利用状況や家族関係等の情報については、個人が識別できない場合であってもプライバシーとして保護する必要があるとまではいえず、条例第6条第1号に該当しない。

条例第6条第2号の該当性について

ア 法人設立認可文書

～ については、印影は、法人等の権利利益が侵害されるおそれがあり、また、口座番号は、法人等の内部管理情報であるため、条例第6条第2号本文に該当する。

イ 事故報告書

～ については、法人・施設あるいは所在地周辺に関する情報等であって施設の特定につながる情報ではあるが、実施機関は、事故情報について施設の設置者自らが自主的に公表するよう指導しており、場合によっては、県が法人、施設名も含めて公表することもあり得るとしている。

このことからすると、既に本県において事故情報の公表が制度として運用されており、法人・施設も、事故に際して自らの法人名や施設名が明らかになることを予定しているともいえる。

また、本件のような社会福祉法人や社会福祉施設には高い公益性があり、法人・施設名が明らかになるとしても、前述したように類似事故の再発防止や安全対策を周知徹底させることが当該法人・施設に求められているということもできる。

したがって、法人等の情報を公開することによって施設が特定されても、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるとはまではいえず、条例第6条第2号に該当しない。

しかしながら法人等の情報が公開されると、既に公開されている他の情報と照合することにより施設が特定され、特定の個人を識別することができることから、条例第6条第1号に該当する。

条例第6条第6号の該当性について

条例第6条第6号は、「県の機関等が行う事務・事業に関する情報であって、公にすることにより、「当該事務・事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」について、非公開情報として規定している。

事故報告書について、県は施設から任意に報告を受けており、法人・施設名等の情報を公にすることは、県と法人・施設との信頼関係を損ない、報告がなされない等県が行う施設指導業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第6条第6号に該当するとしているが、県は施設の設置者自らが自主的に公表するよう指導し、指導に応じない場合は、県自らが公表することもあるとし、また、厚生労働省令によって、平成18年10月から施設は「事故が発生した場合は、都道府県等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない」とされたことから、施設名等が明らかになったからといって実施機関がというようなおそれが生じるとは認めにくく、条例第6条第6号に該当しない。

しかしながら、法人等の情報が公開されると(2)で触れたように他の情報と照合することにより施設が特定され、特定の個人を識別することができることから、条例第6条第1号に該当する。

概要として整理する都合上、非公開部分のナンバリング ～ は、実際の答申のナンバリングと異なっています。

<p>答申第 3 6 号 (諮問第 4 1 号)</p>	<p>件 名 「死亡事故に係る事故報告書（病院から提出されたもの、直近のもの 1 件）」の 一部公開決定に対する異議申立て</p>
------------------------------------	---

1 対象公文書

・死亡事故にかかる事故報告書（病院から提出されたもの、直近のもの 1 件）

2 答申の骨子

(1) 結論

非公開とした部分のうち、医療機関の長の氏名、医療機関の名称、文書番号は公開すべきである。

(2) 判断理由

本件対象公文書について

本件対象公文書は医療機関から提出のあった医療事故報告書で、事故の概要、事故の発生状況と報告までの対応状況、再発防止策等が記載されたもの。

条例第 6 条第 2 号該当性について

条例第 6 条第 2 号は、公文書に「法人その他の団体に関する情報（中略）であって、『公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの』等が記録されている場合は原則として非公開とすることを定めている。なお、「おそれ」とは、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性をいう。

ア 医療機関を特定できる情報の条例第 6 条第 2 号該当性について

(ア) 本件に係る医療事故の内容、原因等を踏まえた検討

実施機関が主張するように、医療事故のあった医療機関を特定できる情報（医療機関の長の氏名、医療機関の名称、文書番号）を公開すると、過去に治療を受けた者が不安を訴え、あるいは現在治療を受けている者が不信感を抱くなどして患者等と医療機関との信頼関係が損なわれるような事態は全くあり得ないことではないが、医療事故には様々なものがあり、事故の内容、原因等によっては医療機関の名称を公開しても患者等が不安感や不信感を抱くまでには至らない場合もあり得ると考えられる。なぜなら報告対象の医療事故は、実施機関が説明したように「明らかに誤った医療行為や管理上の問題により、患者が死亡もしくは患者に障害が残った場合」のものとして「明らかに誤った行為は認められないが、警鐘的意義が大きいと医療機関が考える場合」のものがあり、必ずしも医療機関の過失の有無が問われているのではないからである。そのため、全ての医療事故について、その事実が公表されると、当該医療機関で過去に治療を受けた者が不安を訴え、あるいは現在治療を受けている者がその内容に不信感を抱くとは限らない。

医療事故のあった医療機関を特定できる情報が条例第 6 条第 2 号に該当するとは一概には言えず、第 2 号の該当性は、医療事故の内容、原因等を踏まえて個別に判断すべきである。

そこで、内容を検討したところ、当審査会としては、本件に係る医療事故の内容、原因等を見る限り、過去に治療を受けた者が不安を訴え、あるいは現在治療を受けている者がその内容に不信感を抱くことになるとの心証を得るまでには至らなかった。

(イ) 医療機関の規模、性格等を踏まえた検討

本件に係る医療事故報告書は、医療法第 31 条で規定される「公的医療機関」に位置づけられた医療機関から提出されたものであった。公的医療機関は、その他の医療機関では対応が困難なものへの対応など公益性の高い診療事業を行う医療機関で、患者や地域社会等からの信用度が高い医療機関である。

そうした地域医療の中核的な役割を果たす高い公益性を持つ当該医療機関の規模、性格等も踏まえて検討すると、本件に係る医療事故については、事故のあった医療機関を特定されたとしても、それによって直ちに患者等と医療機関の信頼関係が損なわれて当該医療機関の診療事業に支障を及ぼすことになるとは必ずしも言えない。

(ウ) 「おそれ」についての実施機関の主張を踏まえた検討

条例第 6 条第 2 号に該当するのは、公開されることによって法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる場合であるが、医療の信頼回復という公益性の観点から医療機関にとって不利な情報でも医療事故についての公表が従前より県から求められていたということからすると、医療事故があった医療機関を特定できる情報が、いかなる場合においても条例第 6 条第 2 号によって保護されるべき正当な利益であるとはいえない。また、ここで

いう「おそれ」には法的保護に値する蓋然性が求められるが、患者等に不安感や不信感が生じ、患者と医療機関の信頼関係が損なわれて当該医療機関の診療等の事務事業に支障を及ぼし、その正当な利益を害するおそれというものが一般的抽象的な可能性に過ぎないものである場合は、条例第6条第2号には該当しないものと判断すべきである。

そこで、当審査会が実施機関に説明を求めたところ、本件処分決定に際して当該医療機関から非公開とすべきとの特段の意見を得たものではないとのことであり、また、不安感や不信感が生じて患者と医療機関の信頼関係が損なわれ、診療事業に支障を及ぼすとする具体的な根拠や事例等の摘示がなかった。このように、医療機関の正当な利益を害するおそれがあると判断するに足る具体的な根拠や事例等の摘示がないまま、単におそれがあるとする実施機関の主張は当該医療機関が被る権利侵害についての一般的抽象的な可能性を指摘したものに過ぎないと言わざるを得ない。

以上を総合的に勘案すると、医療事故の原因、内容その他の事情等によっては医療機関を特定できる情報を公開することで不安感や不信感が生じて患者等と医療機関の信頼関係が損なわれて当該医療機関の診療等の事務事業に支障を及ぼすおそれがある場合があるとしても、本件についてはそうしたおそれがあるとまではいえないと考えられる。

したがって、医療機関を特定する情報は条例第6条第2号に該当しない。

イ 医療機関の印影の条例第6条第2号該当性について

印影については、これを公にすることにより、文書の偽造等に悪用されるなど当該医療機関の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第6条第2号に該当する。

条例第6条第6号該当性について

条例第6条第6号は、公文書に「県の機関(中略)が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある情報が記録されている場合は、当該公文書を公開しないことを定めている。

任意による報告を受けているにもかかわらず、医療機関を特定できる情報を公開すると医療機関との信頼関係が損なわれ、今後、医療事故の報告がなされなくなるなど県が行う医療安全業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の実施機関は、理解できなくはない。

しかしながら、県が県民の医療に対する信頼と医療の安全の確保に資するために医療事故の県への報告や公表について、県内全ての医療機関に対して通知し、これを本県における制度として運用している以上、相当な理由がない限り、公開を恐れて医療機関が医療事故報告書を県に提出しなくなることは考えられない。

医療機関が医療事故報告書を県に提出しなくなるような事態が生じるのは、医療機関の診療事業に支障を及ぼし正当な利益を害するおそれのある情報が公開され、それによって県と医療機関との信頼関係が損なわれてしまった場合であると考えられるが、本件については、前述したように医療事故のあった医療機関を特定できる情報が条例第6条第2号に該当する非公開情報ではない以上、公開しても県と医療機関との信頼関係が損なわれるおそれはないものと考えられる。

また、公開することで医療機関の診療事業に支障を及ぼし正当な利益を害することになる情報は条例第6条第6号該当性を論ずるまでもなく条例第6条第2号に該当することによって非公開となることから、本件に係る医療機関以外の医療機関も公開を恐れることはないと考えられる。

以上のことから、医療機関を特定できる情報を公開することによって県と医療機関との信頼関係が損なわれることはなく、医療安全業務の事務遂行に支障を及ぼすおそれはないと考えられる。

したがって、医療機関を特定できる情報は条例第6条第6号に該当しない。

条例第6条第1号該当性について

条例第6条第1号は、公文書に「個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合するにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)」が記録されている場合等は、原則として当該公文書を公開しないことを定めている。

前述したとおり、医療機関を特定できる情報は条例第6条第2号および第6号に該当するものではない。しかし、公開することで特定の個人(患者等)が識別される場合は条例第6条第1号に該当することになり、該当する場合は、医療機関を特定できる情報を公開することはできない。

たしかに、医療機関の規模や種類、医療事故の内容等によっては医療機関を特定できる情報と他の情報を照合することにより、特定の個人が識別されることになり、当該個人が事故に遭ったということが識別できる可能性はあり得る。

しかしながら、本件に係る医療事故は、小規模な医療機関で発生したものではなく、患者数の多

い規模の大きな医療機関で発生したものであり、しかも、本件医療事故による死因が個人を特定するに足りるほど特殊なものとは言えず、さらに事故発生当時に公表や新聞報道等で広く公にされたものでもない。そうしたことからすると、年齢、性別、事故日、手術日、病名、手術名、入院年月日等の個人識別情報が非公開であれば、公開となるその他事故の概要等と医療機関を特定できる情報のみから特定の個人を識別できるのは患者の家族や当該医療機関の医療関係者等の一部の関係者に限られ、こうした関係者以外の者（以下、「一般人」という。）であれば識別することは不可能と考えられる。

本件は、特別の情報を有する関係者を基準に個人識別性を判断すべき特別の事情もないことから、一般人を基準に通常入手し得る他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるか否かを判断するのが適切と考えられる。そこで、一般人を基準に個人識別性を判断すると医療機関を特定できる情報が公開されたとしても、特定の個人を識別することはできないものといえる。

したがって、医療機関を特定できる情報は条例第6条第1号に該当しないと認められる。

（3）審査会の意見

当審査会は、本答申に次のような意見を付している。

個人識別情報の非公開の処理（黒塗り）の不備について

本来、非公開とすべき個人識別情報の一部に非公開の処理（黒塗り）がなされていない箇所があった。今後はこのようなことがないよう、慎重かつ適正な情報公開制度の運用に努められたい。

公開決定等の遅延について

公開決定等は、請求のあった日（收受年月日の翌日から起算）から15日以内になければならない（条例第11条第1項）。よって、本件は平成18年2月23日まで公開決定等をしななければならないが、それにもかかわらず、実際には平成18年3月1日付けでなされていた。

事務処理上の困難その他正当な理由がないにもかかわらず、条例で定められた期限に遅れたことは明らかな条例違反であり、実施機関の対応は極めて不適切であったと言わざるを得ない。

今後は、このようなことがないよう、慎重かつ適正な情報公開制度の運用に努められたい。

<p>答申第37号 (諮問第42号)</p>	<p>件名 「知的障害のある職員を採用する為に作成された知的障害者雇用計画、知的障害のある職員採用試験問題」の非公開決定に対する異議申立て</p>
<p>1 対象公文書 ・知的障害のある職員を採用する為に作成された知的障害者雇用計画 ・知的障害のある職員採用試験問題（総務部職員課（現人事課）が保有しているもの）</p>	
<p>2 答申の骨子 (1) 結論 実施機関の非公開（不存在）決定は妥当である。 (2) 判断理由 実施機関は、障害者の雇用の促進等に関する法律第40条の規定に基づき、県は毎年、身体障害者・知的障害者の任免状況を厚生労働大臣に通報しなければならないが、その通報書に知的障害者は該当なしと記載しており、知的障害者の採用はないと主張している。 また、同法第38条の規定により、障害者の法定雇用率（県の場合2.1%）を下回る場合は、採用計画を作成の上、厚生労働大臣に通報しなければならないが、平成17年度の通報において、障害者の雇用率は2.1%を上回る2.4%であることから、採用計画を作成する法律上の義務はなく、また、任意であっても計画は作成していないとしている。 あわせて、知的障害者の採用もないことから試験問題も作成していないとしている。 当審査会において平成17年度障害者任免状況通報書を確認したところ、実施機関の主張どおり知的障害者については、採用の実績がないことが認められた。 なお、当審査会は、法で作成が義務づけられていない任意の雇用計画の有無についても検討したが、本件公開請求時において、知的障害者の採用予定もなかったという状況や、採用計画なしに平成4年度から年度ごとに身体障害者の募集人員を決定し、採用を行ってきた経緯からすると、任意の雇用計画であっても作成していないとする実施機関の主張については、これを疑う特段の事情は認められない。 また、試験問題についても、本件公開請求時において、知的障害者の採用予定がなく募集もしていないことから、試験問題を作成せず、保有していないとする実施機関の主張についても、これを疑う特段の事情は認められない。 このようなことから、本件対象公文書は不存在であるとの実施機関の主張が、不自然、不合理であるとはいえず、本件対象公文書が存在しないことを理由として、非公開決定を行った本件処分は妥当である。</p>	

表9 情報公開審査会の開催状況

回	開催年月日	審 議 事 項	審 議 の 内 容
第147回	H19.5.8	諮問第39号(発達障害者調査報告関係文書)	審議
		諮問第40号(社会福祉法人認可申請書類、知的障害者福祉施設事故報告書関係文書)	審議
第148回	H19.6.4	諮問第39号(発達障害者調査報告関係文書)	諮問実施機関より説明聴取
		諮問第40号(社会福祉法人認可申請書類、知的障害者福祉施設事故報告書関係文書)	諮問実施機関より説明聴取
		諮問第41号(病院における死亡事故報告書)	審議
第149回	H19.7.2	諮問第39号(発達障害者調査報告関係文書)	審議
		諮問第40号(社会福祉法人認可申請書類、知的障害者福祉施設事故報告書関係文書)	審議
		諮問第41号(病院における死亡事故報告書)	諮問実施機関より説明聴取
第150回	H19.8.3	諮問第40号(社会福祉法人認可申請書類、知的障害者福祉施設事故報告書関係文書)	審議
		諮問第41号(病院における死亡事故報告書)	審議
第151回	H19.9.6	諮問第40号(社会福祉法人認可申請書類、知的障害者福祉施設事故報告書関係文書)	審議
第152回	H19.10.3	諮問第40号(社会福祉法人認可申請書類、知的障害者福祉施設事故報告書関係文書)	審議
		諮問第41号(病院における死亡事故報告書)	審議
第153回	H19.11.1	諮問第42号(知的障害者雇用計画、知的障害者採用試験問題)	審議
		諮問第43号(職員処分に関する文書)	審議
第154回	H19.12.12	諮問第39号(発達障害者調査報告関係文書)	審議
		諮問第42号(知的障害者雇用計画、知的障害者採用試験問題)	諮問実施機関より説明聴取
		諮問第43号(職員処分に関する文書)	諮問実施機関より説明聴取
第155回	H20.1.30	諮問第39号(発達障害者調査報告関係文書)	審議
		諮問第40号(社会福祉法人認可申請書類、知的障害者福祉施設事故報告書関係文書)	審議
		諮問第41号(病院における死亡事故報告書)	審議
第156回	H20.2.14	諮問第40号(社会福祉法人認可申請書類、知的障害者福祉施設事故報告書関係文書)	審議
		諮問第41号(病院における死亡事故報告書)	審議
		諮問第42号(知的障害者雇用計画、知的障害者採用試験問題)	審議
第157回	H20.2.29	諮問第42号(知的障害者雇用計画、知的障害者採用試験問題)	審議
		諮問第43号(職員処分に関する文書)	審議
第158回	H20.3.24	諮問第43号(職員処分に関する文書)	審議

〔参考〕 滋賀県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
市 川 正 人	立命館大学法科大学院教授	会長代理
佐 伯 彰 洋	同志社大学法学部教授	
高 木 新 一 郎	公 募 委 員	
西 居 咲 子	滋賀県商工会議所女性連合会顧問	
松 浦 さ と 子	龍谷大学経済学部助教授	
野 洲 和 博	弁 護 士	会長
若 杉 貞 子	京都女子大学教員	

(平成20年3月まで)

2 情報提供制度

(1) 情報提供の状況

情報提供の総合窓口である本庁の県民情報室と各振興局等の行政情報コーナーでは、公文書公開の相談、受付を行うとともに、刊行物、行政関係資料、統計資料等を開架し、閲覧、複写、貸出等を行うとともに、県民政策コメント制度（パブリックコメント）、附属機関等の会議の公開に係る会議録などの資料を公表しています。警察本部でも警察県民センターを設け、警察関係の資料等を開架し、閲覧、複写等を行っています。

平成19年度における県民情報室および行政情報コーナー、警察県民センターの利用状況や情報提供の状況は、表10のとおりです。

また、県民情報室における平成19年度の情報提供の状況をより詳しく示しているのが表11で、資料の分類別の閲覧および情報提供に伴う写しの交付の状況を表しています。

表10 平成19年度の情報提供の状況

区 分	県民情報室	行政情報コーナ-	警察県民センター	合 計	
利用者数（人）	4,811	9,038	43	13,892	
内 訳	来室	4,572	8,633	26	13,231
	文書	0	163	8	171
	電話	239	242	9	490
	情報提供件数（件）	4,811	8,385	52	13,248
内 訳	案内相談	802	4,728	11	5,541
	閲覧	3,368	1,340	15	4,723
	資料提供	495	2,308	26	2,829
	貸出	146	9	0	155
写しの交付（枚）	3,636	6,644	291	10,571	
内 訳	単色コピー	3,622	6,490	270	10,382
	その他	14	154	21	189

また、公開請求によらない情報提供を推進することなどを目的として「滋賀県の情報提供の推進に関する要綱」を平成18年度末に制定し、平成19年4月より施行しています。同要綱は、県政に係る各種情報のホームページへの掲載を促しており、「滋賀県ホームページ」内の「情報提供」 - 「県政における重要・基本情報の提供」(<http://www.pref.shiga.jp/kouhyo/index.html>)に各種情報が掲載されています。

「県政における重要・基本情報の提供」へのアクセス数は15,013件でした。

表11 県民情報室における閲覧および写しの交付の状況(平成19年度)

上段：件数・枚数 下段：構成比

分類別	閲覧	写しの交付	主な資料名
行政一般	1,170 (36.8%)	1,407 (38.7%)	滋賀県統計書、国勢調査報告書、推計人口、人口と世帯数、県公報、官報、当初予算案・重要施策の概要、重要施策大綱、県政政策コメント、県議会議案書・会議録、県例規集、行政情報提供資料、市町村広報・統計書、新湖国ストーリー2010、施策評価表、県政世論調査、付属機関等会議録、出資法人情報公開資料
生活・環境	224 (7.0%)	19 (0.5%)	環境影響評価書、県環境白書、滋賀県環境総合計画、滋賀県の廃棄物、一般廃棄物処理広域化計画、琵琶湖と自然、県民経済計算年報、家計調査年報、消費者物価指数、社会生活基本調査、消費者購買動向調査、琵琶湖水質調査報告書、琵琶湖研究所所報、マザーレイク21計画、滋賀県で大切にすべき野生生物、水質汚濁防止法等に基づく特定事業場一覧
文化・レジャー	113 (3.6%)	0 (0.0%)	滋賀県史、市町村史、文化財目録、遺跡地図、りっぷる淡海、観光入込客統計調査、旅券発行状況、琵琶湖博物館研究調査報告
福祉	12 (0.4%)	48 (1.3%)	社会福祉施設要覧、淡海ゴールドプラン、健康福祉総合ビジョン、障害福祉の手引き、健康福祉統計年報、淡海エンゼルプラン
保健・医療	88 (2.8%)	117 (3.2%)	衛生統計年報、地域保健医療計画、医療施設病院調査、患者調査、滋賀の水道、生活衛生の概要
商業・工業	370 (11.6%)	1 (0.0%)	工業統計調査、商業統計調査、事業所・企業統計調査報告、滋賀の商工業、工場適地調査、滋賀県経済指標、工場用地の案内
労働・賃金	31 (1.0%)	0 (0.0%)	毎月勤労統計調査、就業構造基本調査、賃金構造基本調査、労働白書、職業統計年報、労働関係各種賃与金制度、滋賀の労働経済事情
交通・運輸	49 (1.5%)	0 (0.0%)	交通情勢調査表、滋賀の交通
農林・水産	89 (2.8%)	71 (2.0%)	農林水産統計年報、農業センサス、漁業センサス、滋賀の農林水産業、滋賀の水産、滋賀の漁港、林業統計要覧、滋賀県の集落営農
土木	591 (18.6%)	724 (19.9%)	滋賀県の都市計画、都市計画図、滋賀の下水道事業、土木要覧、河川港湾漁業調査、滋賀県の公園緑地、経営事項審査結果通知書、設計便覧、実施設計積算単価表、土木工事標準積算基準書、建設工事発注見通し、建設工事等入札参加資格者名簿、指名停止について、工事必携
住宅・建築	117 (3.7%)	85 (2.3%)	住宅行政の概要、土地利用基本計画、土地利用の現状と対策、地価公示価格、住宅統計調査、新設住宅着工状況、地価マップ、宅地建物取引業者一覧表
防災・防犯	37 (1.2%)	0 (0.0%)	地域防災計画、消防年報、滋賀県災害誌、水防計画、滋賀の砂防、気象年報、地震観測記録報告書、滋賀の犯罪、少年非行のあらまし、少年通報
教育	169 (5.3%)	385 (10.6%)	学校基本調査、滋賀県の教育統計、教育の歩み、学校便覧、滋賀の青少年、生徒指導実践の手引き、環境教育実践事例集、視聴覚教育教材データ、教員採用試験問題、中高入試関係資料
その他	119 (3.7%)	779 (21.4%)	各省庁白書、他府県統計書、他府県史、国際統計、各種年鑑、新聞
合計	3,179 (100%)	3,636 (100%)	-

(2) 県刊行物の有償頒布制度

本県では、県の保有する情報を広く県民等の皆さんに利用していただくために、平成12年度から「県刊行物の有償頒布制度」を実施しています。

平成19年度は、41種類の刊行物等を新たに有償刊行物に指定し、合計902部を頒布しました（平成18年度以前指定分も含む）。頒布実績額は599,940円となっています。

表12 有償刊行物頒布実績

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	累計
頒布部数	1,490	1,399	1,059	897	908	1,551	1,109	902	9,315
頒布金額	¥2,272,450	¥997,910	¥821,390	¥707,040	¥603,170	¥1,181,370	¥830,120	¥599,940	¥8,013,390

表13 平成19年度の有償刊行物頒布状況

刊行物名	作成課	価格	頒布部数	頒布金額
開発許可制度の取扱い基準（平成19年11月改正）	住宅課	¥1,000	91	¥91,000
都市計画法に基づく開発行為に関する技術基準（平成19年11月改正）	住宅課	¥1,000	90	¥90,000
平成19年度(2007年度) 滋賀県重要施策大綱	企画調整課	¥240	72	¥17,280
開発許可制度の取扱い基準（平成18年4月改正）	住宅課	¥1,000	58	¥58,000
平成18年(2006年)版 環境白書 資料編	水政課	¥360	40	¥14,400
平成18年(2006年)版 環境白書	水政課	¥1,050	38	¥39,900
大津土木事務所管内図	大津土木事務所	¥390	26	¥10,140
平成18年度 滋賀県の下水道事業	下水道課	¥300	25	¥7,500
滋賀県都市計画総括図(10万分の1)	都市計画課	¥1,610	24	¥38,640
平成19年度 滋賀県の下水道事業	下水道課	¥400	23	¥9,200
平成19年(2007年)版 環境白書	環境政策課	¥890	22	¥19,580
平成19年度 学校便覧	教育委員会事務局 教育総務課	¥130	22	¥2,860
2007 統計でみる滋賀 - 社会・人口統計体系	統計課	¥200	21	¥4,200
平成19年(2007年)版 環境白書 資料編	環境政策課	¥380	19	¥7,220
管内図（道路）	湖東地域振興局 建設管理部	¥110	19	¥2,090
滋賀のみち	道路課	¥490	19	¥9,310
平成19年度 しがの農林水産業	農政課	¥90	18	¥1,620
平成19年度 教育行政重点施策	教育委員会事務局 教育総務課	¥160	16	¥2,560
滋賀県の廃棄物 平成18年度	資源循環推進室	¥140	14	¥1,960
滋賀の水産（平成19年度）	水産課	¥590	14	¥8,260
その他			231	¥164,220
合計			902	¥599,940

有償刊行物の購入等に関する案内は、滋賀県ホームページ内の「県刊行物の有償頒布」（<http://www.pref.shiga.jp/b/kemmin-j/010322c/kankou.html>）に掲載していますのでご覧ください。

3 出資法人の情報公開

(1) 出資法人の情報公開制度の対象となる出資法人の範囲

本県の出資法人の情報公開制度は、情報公開条例第34条の規定に基づいて、平成13年10月からスタートし、それぞれ対象となる出資法人において、経営状況等に関する資料の公表（以下「経営状況資料の公表」という。）および出資法人がその保有する文書について県の条例に準じた公開制度（以下「文書公開制度」という。）の実施がなされています。

対象となる出資法人の範囲は、表14のとおりであり、経営状況資料の公表および文書公開制度の実施の対象となる法人が25法人（14-1参照）、経営状況資料の公表の実施の対象となる法人が8法人（14-2参照）であり、全体で33の出資法人が対象となっています（平成19年4月1日現在）。

表14 出資法人の情報公開制度の対象法人（平成19年4月1日現在）

14-1

[25法人]

出資法人の名称	所管課		
滋賀県土地開発公社	政策調整部	企画調整課	
(財)滋賀県文化振興事業団	県民文化生活部	県民活動課	
(財)淡海文化振興財団		県民文化課	
(財)びわ湖ホール		県民文化課	
(財)国際湖沼環境委員会		環境政策課	
(財)滋賀県環境事業公社	琵琶湖環境部	循環社会推進課	
(財)滋賀県下水道公社		下水道課	
(社)滋賀県造林公社		森林政策課	
(財)びわ湖造林公社		森林政策課	
(財)滋賀県緑化推進会		森林政策課	
(社福)滋賀県社会福祉事業団		健康福祉部	健康福祉政策課
(財)滋賀県動物保護管理協会			生活衛生課
(財)滋賀県産業支援プラザ	商工観光労働部	商工政策課	
(社)びわこビジターズビューロー		商業観光振興課	
(財)滋賀県陶芸の森		新産業振興課	
(財)滋賀県国際協会		国際課	
(財)滋賀県障害者雇用支援センター		労政能力開発課	
(財)滋賀食肉公社		農政水産部	畜産課
(財)滋賀県水産振興協会	水産課		
(財)滋賀県建設技術センター	土木交通部	監理課	
滋賀県道路公社		道路課	
(財)滋賀県公園・緑地センター		都市計画課	
滋賀県住宅供給公社		住宅課	
(財)滋賀県体育協会	教育委員会	スポーツ健康課	
(財)滋賀県暴力団追放推進センター	警察本部	組織犯罪対策課	

出資法人の名称	所管課	
(財)びわ湖空港周辺整備基金	政策調整部	地域振興課
(財)滋賀県消防協会	県民文化生活部	防災危機管理局
(財)びわ湖レイクフロントセンター	琵琶湖環境部	環境政策課
(財)系賀一雄記念財団	健康福祉部	障害者自立支援課
滋賀県信用保証協会	商工観光労働部	商工政策課
(財)滋賀県農林漁業後継者特別対策基金	農政水産部	農業経営課
(株)滋賀食肉市場		畜産課
(財)滋賀県文化財保護協会	農政水産部	文化財保護課

(2) 出資法人の情報公開制度の実施状況

平成19年度は、上記(1)の出資法人のうち、規程等を定めて当該出資法人が保有する文書について県の公文書公開制度に準じた公開制度（文書公開制度）を実施している出資法人が27法人ありました。平成19年度における文書公開制度の実施状況は表15のとおりです。

表15 平成19年度出資法人情報公開実施状況

	所管課	情報公開 規程 制定期日	実施状況							異議 申出
			公開 申出	処理状況					合計	
				公開	部分 公開	非公開	不存在	取下げ		
滋賀県土地開発公社	企画調整課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県文化振興事業団	県民活動課	H13.10.1	1		1				1	0
(財)淡海文化振興財団	県民文化課	H13.10.1	0						0	
(財)びわ湖ホール	県民文化課	H13.10.1	0						0	
(財)国際湖沼環境委員会	環境政策課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県環境事業公社	循環社会推進課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県下水道公社	下水道課	H13.10.1	1	1					1	0
(社)滋賀県造林公社	森林政策課	H13.10.1	0						0	
(財)びわ湖造林公社	森林政策課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県緑化推進会	森林政策課	H13.10.1	0						0	
(社福)滋賀県社会福祉事業団	健康福祉政策課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県動物保護管理協会	生活衛生課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県産業支援プラザ	商工政策課	H13.10.1	0						0	
(社)びわこビクターズビューロー	商業観光振興課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県陶芸の森	新産業振興課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県国際協会	国際課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県障害者雇用支援センター	労政能力開発課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県食肉公社	畜産課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県水産振興協会	水産課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県造船技術センター	監理課	H13.10.1	0						0	
滋賀県道路公社	道路課	H13.10.1	2		2				2	0
(財)滋賀県公園・緑地センター	都市計画課	H13.10.1	0						0	
滋賀県住宅供給公社	住宅課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県体育協会	教育委員会事務局 スポーツ健康課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県暴力団放逐推進センター	警察本部 組織犯罪対策課	H14.4.1	0						0	
(財)滋賀県農林漁業後継者特別対策基金	農政課	H13.11.29	0						0	
(財)滋賀県文化財保護協会	教育委員会事務局 文化財保護課	H13.10.1	0						0	
合 計			4	1	3	0	0	0	4	0

(3) 異議の申出、情報公開審査会の審査および出資法人の処理の状況

平成19年度は、出資法人の決定に対する異議の申出はありませんでした。
 以下は、過去の処理状況です。

表16 異議の申出に係る情報公開審査会への意見照会の内容および処理状況

照会 番号	意見照会の内容	出資法人	異議の申出	審査会審議状況	回答
		決定内容	照会	審査会開催状況	
1	「 (団地) の住宅分譲 に関する文書」	滋賀県住宅 供給公社	異議の申出 H14. 3.20 (補正 H14. 4.5)	第 1 号意見 一部取消 H15.7.15	一部認容 H15.8.19
		一部公開 H14.2.19	知事への 意見照会 H14. 6. 4 知事からの 意見照会 H14. 6.19	開催回数 7 回 処理日数392日	
2	「 料金徴収業務指名競争入 札参加資格申請書 他」	滋賀県道路 公社	異議の申出 H15.7.29	第 2 号意見 一部取消 H16.10.4	一部認容 H16.10.29
		一部公開 H15.7.4	知事への 意見照会 H15.9.9 知事からの 意見照会 H15.9.26	開催回数 7 回 処理日数369日	

資

料

資料1 平成19年度 公文書公開請求内容および処理状況
(別ファイル)

資料 2 滋賀県情報公開審査会の答申（平成19年度）

答申第34号～第37号

滋賀県情報公開審査会答申のページをご覧ください。

http://www.pref.shiga.jp/b/kemmin-j/johokoukai_toshin/index.html

資料3 情報公開制度施行20年間の推移（昭和63年度～平成19年度）

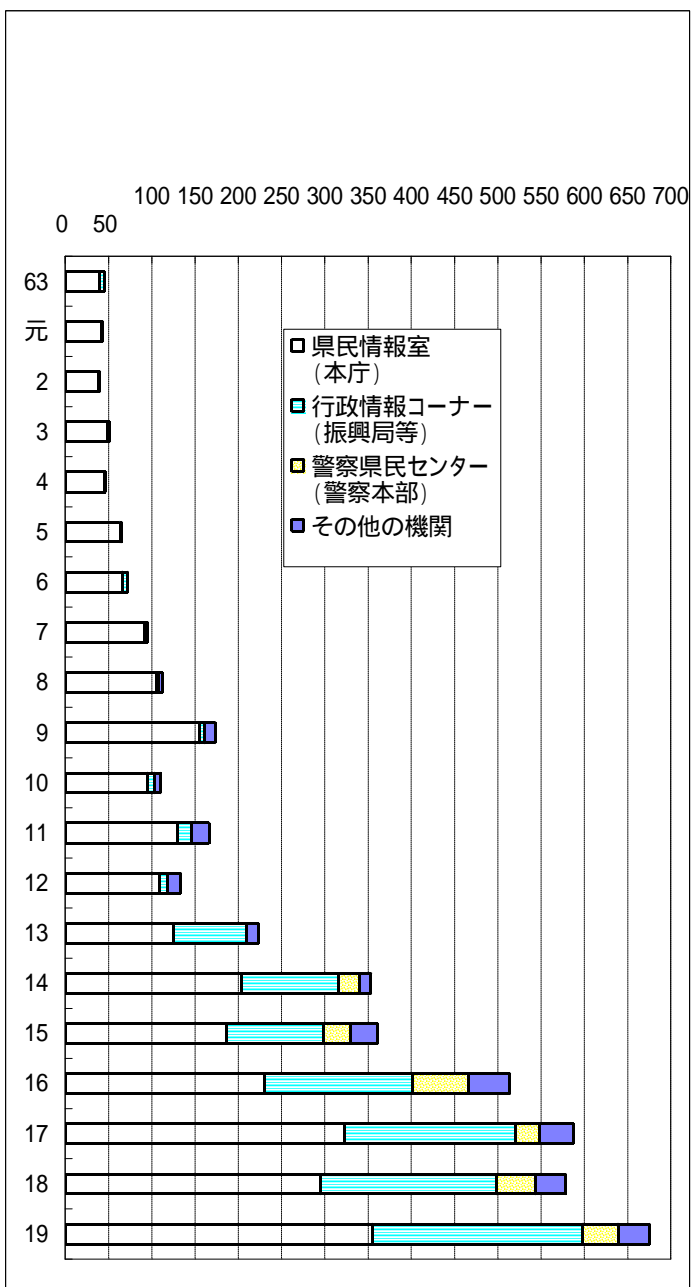
昭和63年度～平成12年度：滋賀県公文書の公開等に関する条例

平成13年度～平成19年度：滋賀県情報公開条例

1 公文書公開請求件数の状況（昭和63年度～平成19年度）

(件)

年度	県民情報室 (本庁)	行政情報コーナー (振興局等)	警察県民センター (警察本部)	その他の機関	合計
63	40	5			45
元	42	1			43
2	39	1			40
3	49	2			51
4	45	1			46
5	63	2			65
6	66	6			72
7	91	4			95
8	106	2		4	112
9	155	6		12	173
10	95	8		7	110
11	129	17		20	166
12	109	9		15	133
13	125	84		14	223
14	204	112	24	13	353
15	186	113	31	31	361
16	230	171	65	48	514
17	323	197	28	39	587
18	295	203	45	35	578
19	355	243	41	36	675
計	2,747	1,187	234	274	4,442



注 平成17年度の数値を修正させていただきました。

(昨年度までの報告書 326,196,28,37,587 323,197,28,39,587)

2 公文書公開請求の実施機関別内訳（昭和63年度～平成19年度）

実施機関	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10
知事	45	42	39	48	46	64	69	80	98	146	90
政策調整部							1	8	2	12	5
総務部	33	31	29	25	27	9	9	17	18	21	10
県民文化生活部	1		9	5	8	20	31	24	19	39	17
琵琶湖環境部				2	1	2	4	4	6	17	25
健康福祉部	1	2	1	3	7	15	2	4	5	9	4
商工観光労働部	6	1						1	2	1	1
農政水産部	4	3		8	1	12	12	9	18	12	7
土木交通部		5		5	2	6	10	11	24	22	11
出納局								2	4	13	10
教育委員会		1		2			3	10	10	24	17
選挙管理委員会				1							
人事委員会			1								1
監査委員						1		5	4	3	1
労働委員会											
収用委員会											1
海区漁業調整委員会										1	
内水面漁場管理委員会											
公営企業管理者											
合計	45	43	40	51	46	65	72	95	112	174	110

実施機関	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	合計
知事	139	126	209	281	308	405	506	554	678	3,973
政策調整部	2	2	3	5	9	13	20	12	29	123
総務部	18	31	10	6	19	16	20	18	39	406
県民文化生活部	19	7	4	3	3	10	10	15	12	256
琵琶湖環境部	45	48	72	86	51	99	59	78	72	671
健康福祉部	4	9	57	87	37	64	96	70	57	534
商工観光労働部	1		3	2	2	1	3	5	15	44
農政水産部	11	4	9	18	19	23	27	14	30	241
土木交通部	34	22	50	74	166	178	271	342	420	1,653
出納局	5	3	1		2	1			4	45
議会	1	4	4	15	7	19	12	13	8	83
教育委員会	16	2	6	13	6	29	82	24	36	281
選挙管理委員会	2	2	7	20	16	7	19	18	30	122
人事委員会	2						2	1	1	8
監査委員				2	1		3	1	3	24
公安委員会							1	1		2
警察本部長				25	33	65	27	44	41	235
労働委員会	1								1	2
収用委員会										1
海区漁業調整委員会	2			1						4
内水面漁場管理委員会				1						1
公営企業管理者	3		1			3	4	2	2	15
病院事業管理者								6	2	8
県が設立した地方独立 行政法人								2		2
合計	166	134	227	358	371	528	656	666	802	4,761

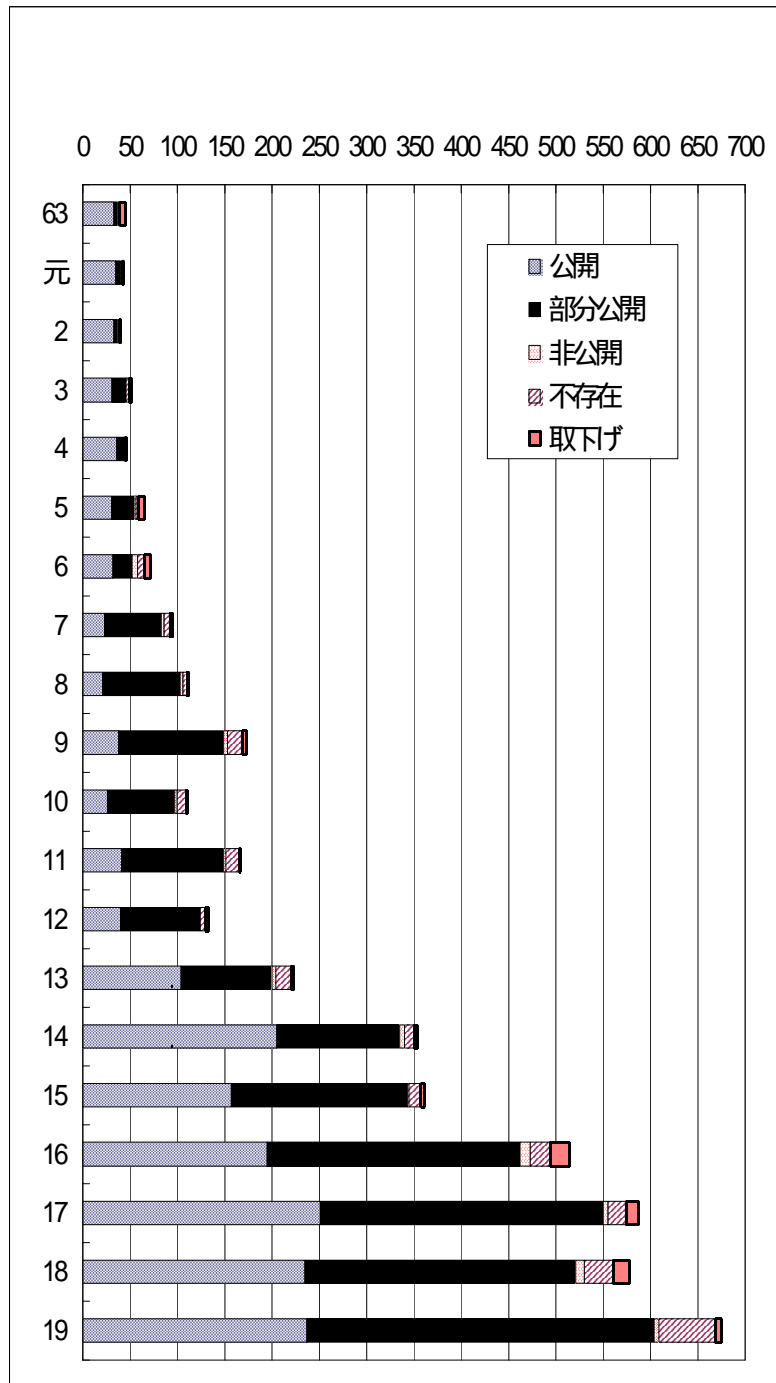
注：1件の請求で複数の部局にわたるものがあるので、合計数が公文書公開請求件数より多くなっています。

平成14年度までの「知事直属」は「政策調整部」の欄に、平成14年度までの「企画県民部」は「県民文化生活部」の欄に件数を記載しています。各部局別内訳は、各部関係の出先機関分を含んだものです。

議会は平成11年10月から、公安委員会および警察本部長は平成14年度から、病院事業管理者および県が設立した地方独立行政法人は平成18年度から、それぞれ実施機関となりました。

3 公文書公開請求の決定状況（昭和63年度～平成19年度）

年度	公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ	件数
63	33	4	2		6	45
元	35	5		2	1	43
2	33	4	2		1	40
3	31	14	1	3	2	51
4	36	8		1	1	46
5	31	24	1	3	6	65
6	32	20	6	7	7	72
7	23	60	3	6	3	95
8	21	82	3	4	2	112
9	38	111	4	16	4	173
10	26	71	3	9	1	110
11	41	108	2	14	1	166
12	40	83	1	6	3	133
13	104	96	4	16	3	223
14	205	130	5	10	3	353
15	157	186	2	12	4	361
16	195	267	11	21	20	514
17	251	299	5	19	13	587
18	235	286	9	30	18	578
19	237	367	5	59	7	675
計	1804	2225	69	238	106	4442



4 非公開決定等の理由別内訳（昭和63年度～平成19年度）

非公開理由	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	合計
個人情報 (旧条例6条1号)	3 42.9%	5 38.5%	2 14.3%	12 35.3%	7 36.8%	15 31.9%	16 37.2%	38 40.0%	71 39.2%	82 29.5%	59 36.0%	88 46.1%	67 42.1%	465 37.3%
法人情報 (旧条例6条2号)	2 28.6%	4 30.8%		12 35.3%	3 15.8%	9 19.1%	10 23.3%	17 17.9%	38 21.0%	65 23.4%	43 26.2%	34 17.8%	44 27.7%	281 22.6%
公共安全情報 (旧条例6条3号)	1 14.3%	3 23.1%		9 26.5%	2 10.5%	11 23.4%	5 11.6%	18 18.9%	35 19.3%	72 25.9%	39 23.8%	53 27.7%	38 23.9%	286 23.0%
法令秘情報 (旧条例6条4号)										1 0.4%			1 0.6%	2 0.2%
機関委任事務情報 (旧条例6条5号)				1 2.9%	1 5.3%					1 0.4%			-	3 0.2%
意思形成過程情報 (旧条例6条6号)			4 28.6%		1 5.3%	6 12.8%	4 9.3%	6 6.3%	7 3.9%	11 4.0%	6 3.7%	1 0.5%	3 1.9%	49 3.9%
行政運営情報 (旧条例6条7号)	1 14.3%	1 7.7%	4 28.6%		2 10.5%	6 12.8%	8 18.6%	14 14.7%	29 16.0%	43 15.5%	15 9.1%	14 7.3%	5 3.1%	142 11.4%
国等協力関係情報 (旧条例6条8号)			4 28.6%		3 15.8%			2 2.1%	1 0.6%	3 1.1%	2 1.2%	1 0.5%	1 0.6%	17 1.4%
合計	7 100%	13 100%	14 100%	34 100%	19 100%	47 100%	43 100%	95 100%	181 100%	278 100%	164 100%	191 100%	159 100%	1,245 100%

非公開理由	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	合計
個人に関する情報 (条例6条1号)	83 56.1%	86 52.4%	141 56.9%	195 53.1%	217 45.4%	284 57.8%	335 49.8%	1,341 52.2%
法人等に関する情報 (条例6条2号)	55 37.2%	45 27.4%	64 25.8%	101 27.5%	142 29.7%	151 30.8%	240 35.7%	798 31.1%
公共の安全等に関する情報 (条例6条3号)		8 4.9%	9 3.6%	25 6.8%	10 2.1%	13 2.6%	12 1.8%	77 3.0%
法令秘に関する情報 (条例6条4号)	1 0.7%	1 0.6%		1 0.3%	4 0.8%	1 0.2%	6 0.9%	14 0.5%
審議・検討等に関する情報 (条例6条5号)	1 0.7%	1 0.6%	5 2.0%	4 1.1%	2 0.4%	1 0.2%	3 0.4%	17 0.7%
事務または事業に関する情報 (条例6条6号)	8 5.4%	23 14.0%	29 11.7%	41 11.2%	103 21.5%	41 8.4%	77 11.4%	322 12.5%
合計	148 100%	164 100%	248 100%	367 100%	478 100%	491 100%	673 100%	2,569 100%

注1 平成12年度までは「滋賀県公文書の公開等に関する条例」(旧条例)に基づく非公開理由です。また、平成12年度は、同条例の一部改正により機関委任事務情報(条例6条5号)が削除され、条例6条6号から8号までの号数が条例上一つずつ繰り上がっています。

2 1件の請求に対して、非公開理由が複数ある決定があるため、非公開理由の合計は、部分公開・非公開の決定件数を上回っています。

5 不服申立て、情報公開審査会の審査および実施機関の処理の状況（昭和63年度～平成19年度）

年度	不服申立ての状況					情報公開審査会										実施機関の処理					
	不服申 立て係 属件数	内訳		諮問前 取下げ	未諮問	諮問 係属 件数	内訳		諮問の 取下げ	答申 件数	内訳				審議中	決定 ・ 裁決	内訳				未処理 (答申後)
		前年度 からの 繰越件数	当年度中 申立て 件数				前年度 からの 繰越件数	当年度中 諮問件数			原処分 妥当	一部 取消し	取消し	却下			認容	一部 認容	棄却	却下	
63年度	2	-	2			2	-	2		2		2				2		2			
元年度																					
2年度	1		1			1		1		1	1					1			1		
3年度	1		1			1		1		1		1				1		1			
4年度																					
5年度	2		2			2		2		1 (2)	1 (2)					2			2		
6年度	3		3		1	2		2		1	1			1	1	1			1		
7年度	3	2	1			2	1	1		2	1	1			2 <1>			2 <1>			1
8年度	6	1	5			4		4	1	2	1		1	1	3 <1>		1	1 <1>	1		1
9年度	4	2	2			3	1	2		1		1		2	1			1			1
10年度	5	3	2			4	2	2		2		2		2	1			1			2
11年度	6	4	2			4	2	2	2	1		1		1	3	1	2				
12年度	3	1	2			3	1	2		2		1		1	2		1			1	
13年度	5	1	4		1	4	1	3		1		1		3	1		1				
14年度	10	4	6	2	1	7	3	4	1	4		1	2	1	2	2		1		1	2
15年度	5	5		1		2	2			2	1	1			2	2					2
16年度	6		6			6		6						6	2		1	1			
17年度	18	6	12	2	5	11	6	5		4	1	3			4		2	2			
18年度	15	12	3	1		11	7	4		6	2		4	5	7 <3>	7 <3>					2
19年度	11	7	4			8	5	3		4	1	2	1	4	3 <1>	1 <1>		2			4
計	-	-	58	6	-	-	-	46	4	37 (38)	10 (11)	16	8	3	-	40 <6>	11 <4>	12	14 <2>	3	-

注 ()内の件数は、処理された事案数を表したものです（併合審理により答申1件で複数の諮問事案が処理されたものがある）。< >内の件数は、実施機関が審査会に諮問せず決定した件数で内数を表したものです。

6 情報公開審査会の諮問案件の内容および処理状況（昭和63年度～平成19年度）

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
1	昭和63年2月12日付け滋賀県指令八県農第5163号（農地転用不許可処分）につき知事が参考にした農業委員会の「O氏関係農舎経緯書」	知事	異議申立て S63.6.27	答申第1号 一部取消 H1.2.15	一部認容 H1.3.8
		非公開 S63.6.20	諮問 S63.6.30	開催回数5回 処理日数231日	
2	昭和62年1月1日から同年12月31日までの間に能登川町農業委員会が県知事に進達した農地法第4条または第5条の許可申請書及びその添付書類たる意見書	知事	異議申立て S63.7.6	答申第2号 一部取消 H1.2.15	一部認容 H1.3.8
		非公開 S63.6.30	諮問 H1.2.15	開催回数5回 処理日数225日	
3	第6次空港整備五箇年計画に関する運輸省のヒアリングのために県が作成し、提出した「空港計画平面図」	知事	異議申立て H2.7.27	答申第3号 原処分妥当 H2.12.26	棄却 H3.1.21
		非公開 H2.7.20	諮問 H2.8.2	開催回数4回 処理日数147日	
4	平成2年6月15日より開始された第6次空港整備五箇年計画に対する県提出のヒアリング資料の内「びわこ空港計画平面図」	知事	異議申立て H3.5.7	答申第4号 一部取消 H4.2.21	一部認容 H4.3.19
		非公開 H3.3.6	諮問 H3.5.27	開催回数6回 処理日数271日	
5	集落整備構想(日野・蒲生)平成4年度分補助金報告書	知事	異議申立て H5.8.13	答申第5号 (諮問第6号と併合審査) 原処分妥当 H6.3.11	棄却 H6.3.31
		部分公開 H5.6.15	諮問 H5.8.26	開催回数6回 処理日数198日	
6	「92年4月から93年3月までに県と町および集落との覚書・確認書等の交換した文書のすべて」および「農村下水道整備補助金(蒲生町の地元名および空港関連受益者負担金に関する文書・明細・確認書等)」	知事	異議申立て H5.8.24	答申第5号 (諮問第5号と併合審査) 原処分妥当 H6.3.11	棄却 H6.3.31
		部分公開 H5.6.24	諮問 H5.8.26	開催回数6回 処理日数198日	

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
7	滋賀県公文書公開審査会議事録（第24回～第29回）	知事	異議申立て H6.6.10	答申第6号 原処分妥当 H6.3.11	棄却 H6.12.20
		非公開 H6.4.25	諮問 H6.6.16	開催回数4回 処理日数173日	
8	空港整備事務所の折衝費の明細・領収書等（平成5年度）	知事	異議申立て H6.7.1	答申第7号 原処分妥当 H7.5.10	棄却 H7.5.31
		非公開 H6.5.30	諮問 H6.7.11	開催回数7回 処理日数303日	
9	空港基本計画関連資料（運輸省資料）	知事	異議申立て H7.5.29	答申第8号 一部取消 H8.3.29	一部認容 H8.5.29
		部分公開 H7.5.15	諮問 H7.6.16	開催回数9回 処理日数287日	
10	（仮称）びわ湖ホール開設準備担当滋賀県顧問の報酬支給明細書（平成7年4月以降）	教育委員会	異議申立て H8.5.2	答申第9号 却下 H8.11.21	却下 H8.11.29
		非公開 H8.3.6	諮問 H8.6.4	開催回数4回 処理日数178日	
11	水稻航空防除実施地図1/10,000（平成3年～7年度分）	知事	異議申立て H8.6.24	答申第10号 原処分妥当 H9.3.31	棄却 H9.4.17
		不存在通知 H8.6.12	諮問 H8.8.22	開催回数5回 処理日数222日	
12	平成7年度道路課の食糧費の支出に関する書類	知事	異議申立て H8.8.6 取下げ H8.10.18	-	-
		部分公開 H8.6.27	諮問 H2.8.28 取下げ H8.10.30	-	
13	県警総務課の平成7年度の旅費・懇談会費の支出に係る支出負担行為兼支出命令決議書	知事	異議申立て H8.11.15	答申第11号 一部取消 H10.3.31	棄却 H10.5.25
		非公開 H8.10.29	諮問 H8.12.3	開催回数12回 処理日数484日	

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
14	平成8年度の知事交際費の支出書類	知事	異議申立て H9.8.11	答申第12号 一部取消 H11.3.30	一部認容 H11.4.16
		部分公開 H9.6.17	諮問 H9.8.27	開催回数14回 処理日数580日	
15	「平成8年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果（文部省からの調査依頼文・県から市町村教育委員会への調査依頼文・各市町村教育委員会別の調査集計を含む）」の部分公開決定処分のうち「登校拒否」の部分公開に係る部分	教育委員会	異議申立て H10.3.16	答申第13号 一部取消 H11.3.30	一部認容 H11.4.23
		部分公開 H10.1.20	諮問 H10.3.27	開催回数8回 処理日数368日	
16	平成9年度及び10年度分直近の警察本部の需用費にかかる支出負担行為兼支出命令決議書、支出命令決議書精算書・確認書、戻入決議書（兼精算書・確認書）、更正決議書（支出更生）	知事	異議申立て H11.1.21	答申第15号 一部取消 H12.8.11	一部認容 H12.10.3
		部分公開 H10.11.20	諮問 H11.1.29	開催回数11回 処理日数559日	
17	(株)に係るダイオキシン類煙道排ガス調査結果	知事	異議申立て H11.1.5	答申第14号 取消 H11.10.15	認容 H11.12.17
		非公開 H10.11.19	諮問 H11.2.1	開催回数9回 処理日数257日	
18	平成10年度滋賀県職員上級試験（経験者採用）の試験結果及び順位	人事委員会	異議申立て 補正 H11.5.31 (当初 H11.4.9) 取下げ H12.1.9	-	-
		非公開 H11.3.5	諮問 H11.7.23 取下げ H12.1.20	-	

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
19	平成10年度滋賀県職員上級試験(経験者採用)の採点項目及びその結果(各試験中の詳細項目)	人事委員会	異議申立て H11.6.18 取下げ H12.1.9	-	-
		非公開 H11.5.31	諮問 H11.7.23 取下げ H12.1.20	-	
20	平成12年9月に行われた県立大学学長選挙の予備選挙・本選挙における投票録・開票録・有権者名簿	知事	異議申立て H12.11.27	答申第17号 一部取消 H14.2.13	一部認容 H14.3.5
		非公開 H12.11.13	諮問 H12.12.11	開催回数9回 処理日数429日	
21	滋賀県原子力防災懇話会(第1回～第4回)の録音記録	知事	異議申立て H12.10.20	答申第16号 却下 H13.3.16	却下 H13.3.29
		却下 H12.8.21	諮問 H12.12.27	開催回数2回 処理日数78日	
22	「要介護認定における一次判定用ソフトウェア(通信機能に係る部分を除く)」	知事	異議申立て H13.8.28 取下げ H14.6.11	-	-
		非公開 H13.7.25	諮問 H13.9.20 取下げ H14.6.18	-	
23	「大津市 町 申請官民境界申請場所(申請場所の分る書類)平成 年 月 日申請、同年 月 日大津土木 職員現地立会箇所」	知事	異議申立て H13.6.4	答申第18号 却下 H14.9.26	却下 H14.11.21
		一部公開 H13.5.25	諮問 H13.9.27	開催回数8回 処理日数365日	
24	「 処分場にかかる県調査委員会の議事録又はテープ」	知事	異議申立て H14.3.4	答申第19号 一部取消 H14.12.6	一部認容 H15.3.28
		非公開 H14.2.22	諮問 H14.3.11	開催回数6回 処理日数271日	
25	「栗原地先の県の取得した土地にかかる取得に際する書類一式(鑑定書、売買契約書等)」	知事	異議申立て H14.6.28	答申第20号 取消 H14.12.6	認容 H15.4.15
		一部公開 H14.5.31 (H14.4.23)	諮問 H14.7.23	開催回数4回 処理日数137日	

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
26	「施設整備計画H12.12の欄の施設整備計画図面一切栗原地先の用地取得(18ha)に係る請求書および支払日がわかる書類一切」	知事	異議申立て H14.7.29	答申第21号 取消 H14.12.6	認容 H15.4.15
		一部公開 H14.6.20	諮問 H14.8.29	開催回数3回 処理日数100日	
27	「平成15年度(2003年度)滋賀県公立学校教員採用選考試験に係る文書」	教育委員会	審査請求 H14.12.27	答申第22号 一部取消 H16.3.26	一部認容 H16.6.30
		一部公開 H14.11.20	諮問 H15.2.7	開催回数10回 処理日数413日	
28	「平成15年度(2003年度)滋賀県公立学校教員採用選考試験の選考基準等」	教育委員会	審査請求 H14.12.27	答申第23号 原処分妥当 H16.3.26	棄却 H16.6.30
		一部公開 H14.11.20	諮問 H15.2.7	開催回数10回 処理日数413日	
29	「警察署捜査費関係文書」	警察本部長	審査請求 H16.4.20	答申第24号 一部取消 H17.6.2	棄却 H17.7.7
		一部公開 H16.3.29	諮問 H16.5.31	開催回数7回 処理日数220日	
30	「県立高等学校長通勤届等関係文書」	教育委員会	審査請求 H16.9.22	答申第25号 原処分妥当 H17.9.26	棄却 H17.10.12
		非公開 H16.8.4	諮問 H16.10.18	開催回数6回 処理日数367日	
31	「産廃処理状況報告リスト関係文書」	知事	異議申立て H16.10.20	答申第26号 一部取消 H18.3.6	一部認容 H18.4.4
		一部公開 H16.10.18	諮問 H16.11.1	開催回数8回 処理日数490日	
32	「意見交換会録音テープ」	知事	異議申立て H16.10.20	答申第27号 一部取消 H18.3.6	一部認容 H18.3.24
		一部公開 H16.10.18	諮問 H16.11.1	開催回数9回 処理日数490日	

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
33	「県立中学校出願者数総括 表関係文書」	教育委員会	審査請求 H17.2.17	答申第28号 一部取消 H18.8.18	認容 H18.8.22
		一部公開 H17.2.14	諮問 H17.3.22	開催回数6回 処理日数514日	
34	「県立中学校入試可否判定 資料関係文書」	教育委員会	審査請求 H17.2.17	答申第29号 一部取消 H18.8.18	認容 H18.8.22
		一部公開 H17.2.14	諮問 H17.3.22	開催回数7回 処理日数514日	
35	「低入札価格調査審査委員 会の議事録関係文書」	知事	異議申立て H17.7.8	答申第30号 取消 H18.12.25	認容 H19.1.22
		一部公開 H17.7.1	諮問 H17.9.16	開催回数4回 処理日数465日	
36	「道路台帳整備委託関係文 書」	知事	異議申立て H17.9.2	答申第31号 一部取消 H18.12.25	認容 H19.2.23
		一部公開 H17.7.6	諮問 H17.12.12	開催回数5回 処理日数378日	
37	「発言者氏名がわかる教育 委員会会議録」	教育委員会	審査請求 H17.10.25	答申第32号 原処分妥当 H19.3.30	棄却 H19.4.10
		非公開 H17.10.17	諮問 H18.3.15	開催回数5回 処理日数380日	
38	「県立中学校教科書採択に 関する教育委員会の録音記 録」	教育委員会	審査請求 H17.11.30	答申第33号 原処分妥当 H19.3.30	棄却 H19.4.10
		一部公開 H17.10.5	諮問 H18.3.15	開催回数5回 処理日数380日	
39	「発達障害者調査報告関係 文書」	知事	異議申立て H18.2.7	答申第34号 取消 H20.3.28	(認容 H20.4.23)
		公開 H18.2.1	諮問 H18.3.13	開催回数4回 処理日数746日	
40	「社会福祉法人認可申請書 類、知的障害者福祉施設事 故報告書関係文書」	知事	異議申立て H18.2.8	答申第35号 一部取消 H20.3.28	(一部認容 H20.4.23)
		一部公開 H18.2.3	諮問 H18.4.6	開催回数8回 処理日数722日	

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
41	「病院における死亡事故報告書関係」	知事	異議申立て H18.3.10	答申第36号 一部取消 H20.3.28	
		一部公開 H18.3.1	諮問 H18.4.20	開催回数 8 回 処理日数708日	
42	「知的障害者雇用計画、知的障害者採用試験問題関係」	知事	異議申立て H18.2.1	答申第37号 原処分妥当 H20.3.28	(棄却 H20.4.10)
		一部公開 H18.1.27	諮問 H18.7.3	開催回数 4 回 処理日数634日	
43	「職員処分に関する文書関係」	知事	異議申立て H18.2.27	(答申第38号 一部取消 H20.10.15)	
		一部公開 H18.2.23	諮問 H18.7.3	(開催回数 4 回 処理日数835日)	
44	「RD社の元従業員と直接会いまたは電話により聴取した復命書」	知事	異議申立て H19.10.24	(答申第39号 一部取消 H20.12.25)	
		一部公開 H19.10.19	諮問 H19.11.12	(開催回数 6 回 処理日数409日)	
45	「RD社の元従業員等に対する文書照会及びその回答文書」	知事	異議申立て H19.11.15	(答申第40号 一部取消 H20.12.25)	
		一部公開 H19.11.7	諮問 H19.12.14	(開催回数 6 回 処理日数377日)	
46	「RD社の元役員および元従業員に対する文書照会による回答結果をとりまとめた資料」	知事	異議申立て H19.11.30	(答申第41号 一部取消 H20.12.25)	
		一部公開 H19.11.27	諮問 H19.12.25	(開催回数 6 回 処理日数366日)	

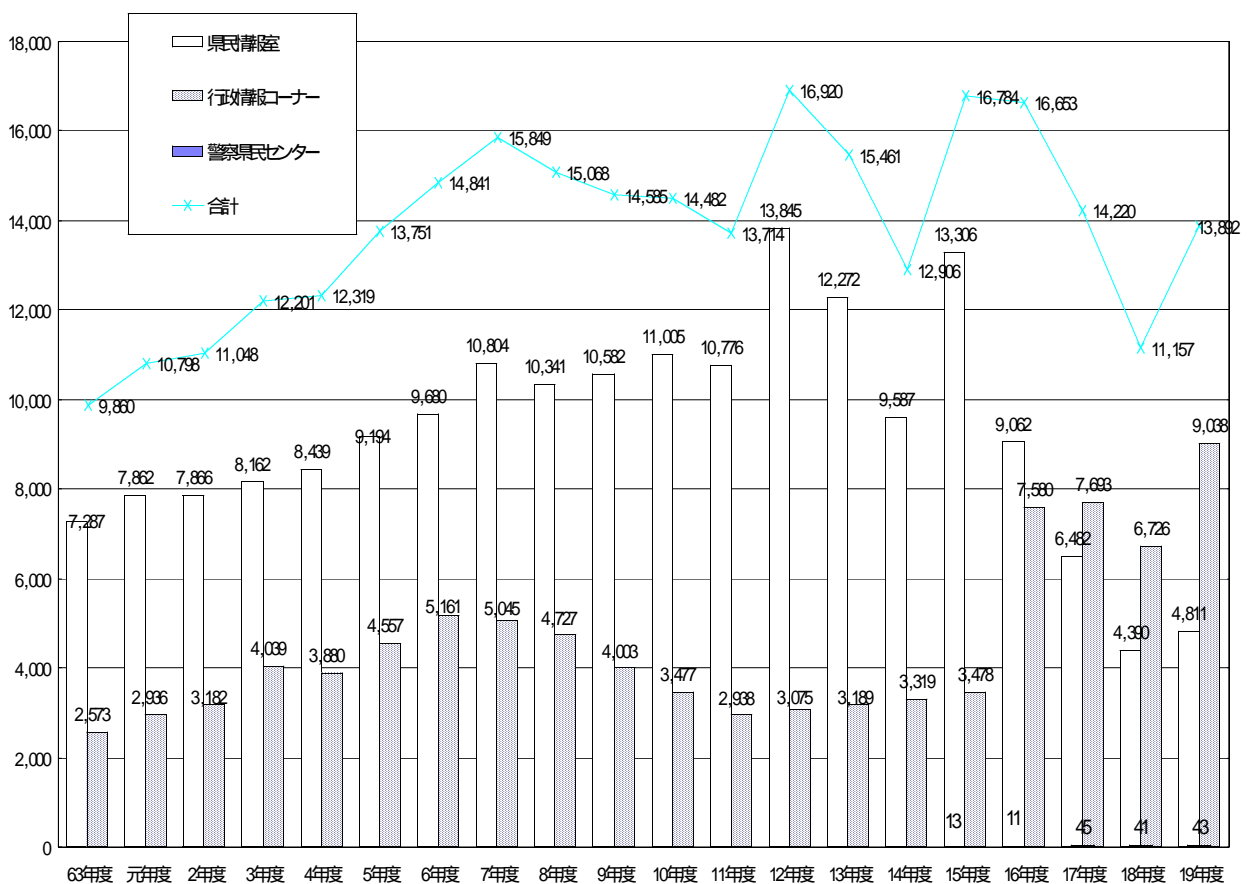
注 ()内は平成20年度

7 県民情報室および行政情報コーナーの利用状況（昭和63年度～平成19年度）

【利用者数】

	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
県民情報室	7,287	7,862	7,866	8,162	8,439	9,194	9,680	10,804	10,341	10,582
行政情報コーナー	2,573	2,936	3,182	4,039	3,880	4,557	5,161	5,045	4,727	4,003
警察県民センター										
計	9,860	10,798	11,048	12,201	12,319	13,751	14,841	15,849	15,068	14,585
(日平均)	(37)	(41)	(43)	(47)	(49)	(57)	(61)	(65)	(62)	(60)

10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	合計
11,005	10,776	13,845	12,272	9,587	13,306	9,062	6,482	4,390	4,811	185,753
3,477	2,938	3,075	3,189	3,319	3,478	7,580	7,693	6,726	9,038	90,616
					13	11	45	41	43	153
14,482	13,714	16,920	15,461	12,906	16,797	16,653	14,220	11,157	13,892	276,522
(59)	(56)	(69)	(62)	(53)	(73)	(69)	(58)	(46)	(57)	

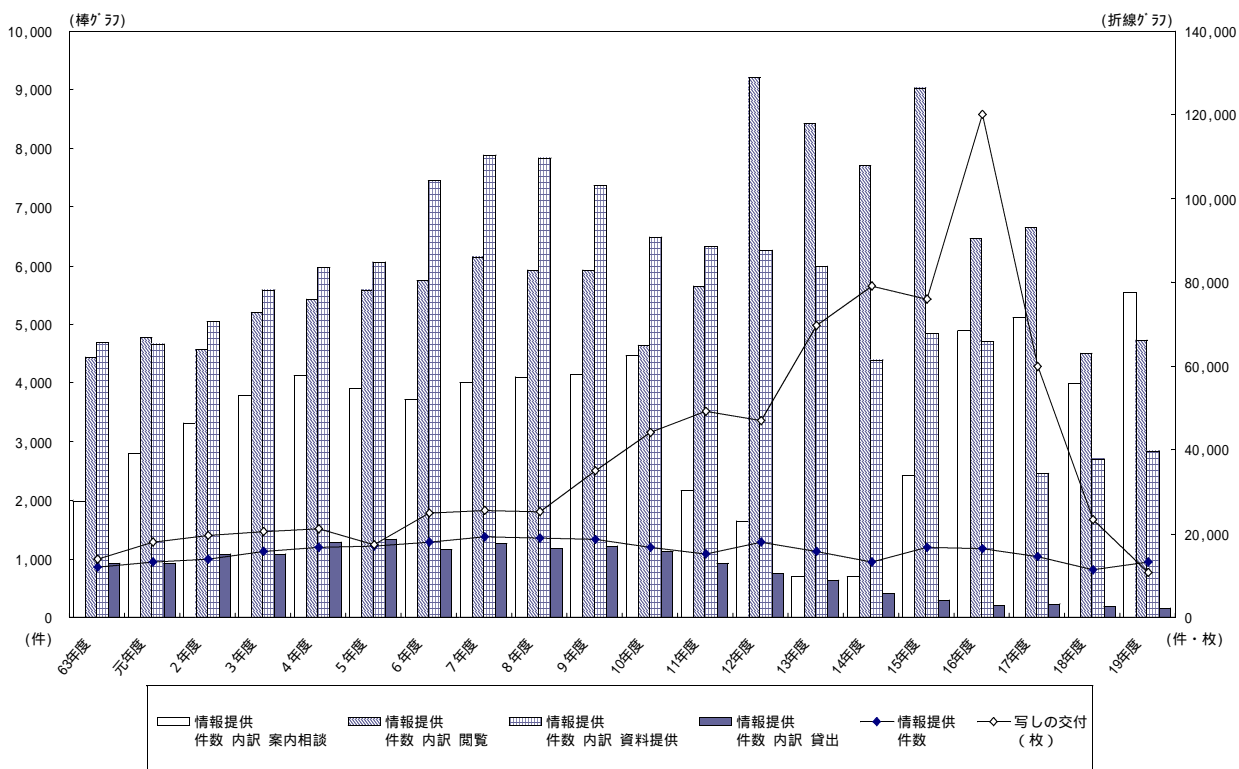


8 情報提供の状況（昭和63年度～平成19年度）

情報提供窓口である県民情報室および行政情報コーナー、警察県民センターでの情報提供の状況です。

	情報提供 件数	内 訳				写しの交付 (枚)
		案内相談	閲覧	資料提供	貸出	
昭和63年度	12,012	1,980	4,429	4,676	927	13,858
平成元年度	13,150	2,785	4,783	4,659	923	18,082
平成2年度	14,010	3,321	4,564	5,041	1,084	19,393
平成3年度	15,642	3,794	5,194	5,584	1,070	20,344
平成4年度	16,795	4,129	5,419	5,968	1,279	21,109
平成5年度	16,875	3,894	5,579	6,064	1,338	17,376
平成6年度	18,070	3,713	5,752	7,464	1,141	25,034
平成7年度	19,300	4,015	6,143	7,890	1,252	25,514
平成8年度	19,027	4,105	5,930	7,828	1,164	25,281
平成9年度	18,662	4,143	5,930	7,362	1,227	35,054
平成10年度	16,699	4,450	4,650	6,477	1,122	44,140
平成11年度	15,059	2,151	5,660	6,328	920	49,176
平成12年度	17,856	1,637	9,216	6,269	734	46,919
平成13年度	15,729	687	8,425	5,996	621	69,640
平成14年度	13,181	690	7,692	4,399	400	79,246
平成15年度	16,567	2,408	9,022	4,850	287	75,948
平成16年度	16,253	4,898	6,458	4,700	197	120,276
平成17年度	14,431	5,116	6,649	2,444	222	60,010
平成18年度	11,365	3,982	4,502	2,699	182	23,356
平成19年度	13,248	5,541	4,723	2,829	155	10,571
計	313,931	67,439	120,720	109,527	16,245	800,327

注) 各所属での直接の情報提供は含まれていません。



滋 賀 県 情 報 公 開 条 例

平成12年10月11日

滋賀県条例第113号

改正 平成13年3月28日条例第10号

平成14年10月22日条例第45号

平成15年3月20日条例第18号

平成16年8月10日条例第30号

平成16年12月28日条例第44号

平成16年12月28日条例第46号

平成17年7月15日条例第43号

平成17年7月27日条例第121号

平成18年3月30日条例第11号

平成19年6月28日条例第34号

前文

私たち滋賀県民は、これまで琵琶湖の環境保全や歴史と風土を生かした個性あるまちづくりに手をたずさえながら取り組む中で、県民と行政との相互の理解と協働の大切さを学んできた。

今、地方分権の新たな時代を迎え、個性輝く滋賀の未来を自らの責任において主体的、かつ、創造的に切り開いていくため、こうした貴重な経験を生かし、県民と県との協働を基調とした県政を確立していくことが求められている。

県民が、県政について十分理解し、判断し、積極的に参画することは、県の保有する情報の共有によってこそ進展するものである。

地方分権による真の自治を確立するためにも、県民と県の相互の信頼関係をより確かなものにし、県民主役の県政を進めていく必要があり、そのためにますます情報公開の重要性が高まってきている。

そもそも県の保有する情報は、県民の共有財産である。したがって、県の保有する情報は公開が原則であり、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負う。

ただし、情報の公開により、県民のプライバシーや公共の利益が侵害されることはあってはならない。

このような認識に立って、この条例を制定し、21世紀を迎えるに当たり、県民と県が力を合わせ、真の地方自治の構築に向かって踏み出すものである。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に即した県政を推進するためには、県民の知る権利を尊重し、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって県民と県との協働による県政の進展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、

監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者および病院事業管理者ならびに県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。)ならびに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 公報、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 滋賀県立近代美術館、滋賀県立琵琶湖博物館その他の県の施設または県が設立した地方独立行政法人の施設において、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(解釈および運用)

第 3 条 実施機関は、公文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、通常他人に知られたくない個人に関する情報をみだりに公開することのないように最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、公文書の適切な保存と迅速な検索に資するため、公文書の管理体制の確立に努めるものとする。

第 2 章 公文書の公開

(公文書の公開請求権)

第 4 条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。

(公文書の公開の請求の方法)

第 5 条 公文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)をしようとするものは、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を提出しなければならない。

(1) 氏名または名称および住所または事務所の所在地ならびに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名

(2) 公開請求をしようとする公文書の名称その他の当該公文書を特定するために必要な事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第 6 条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識

別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令もしくは条例（以下「法令等」という。）の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員および職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員および職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員および職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(4) 法令等の規定により、または法律もしくはこれに基づく政令の規定による指示（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条第 1 号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。）により明らかに公にすることができない情報

(5) 県の機関ならびに国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 県の機関または国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等または他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
オ 県、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業または独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分公開)

第7条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に明らかに有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報(第6条第4号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する措置)

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部または一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨および公開の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき、および公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定のうち一部を公開する旨の決定または前項の決定をしたときは、前2項に規定する書面に公開請求に係る公文書の一部または全部を公開しない理由を併せて記載しなければならない。この場合において、実施機関は、当該理由が消滅する期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。

(公開決定等の期限)

第11条 前条第1項または第2項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第5条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第12条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から45日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、

前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条を適用する旨およびその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

(事案の移送)

第 13 条 実施機関は、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他の実施機関において公開決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第 10 条第 1 項の決定（以下「公開決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、公開の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 14 条 公開請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等および他の地方公共団体および地方独立行政法人ならびに公開請求者以外の者（以下この条、第 20 条および第 21 条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第 6 条第 1 号イまたは同条第 2 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第 8 条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨およびその理由ならびに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公文書の公開の実施)

第 15 条 実施機関は、公開決定をしたときは、速やかに公開請求者に対して公文書の公開をしなければならない。

2 公文書の公開は、文書、図画または写真については閲覧または写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあっては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると

認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(費用負担)

第 16 条 公開請求に係る公文書(前条第 2 項ただし書の写しを含む。)の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成および送付に要する費用を負担しなければならない。

(利用者の責務)

第 17 条 公開請求をしようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(他の制度等との調整)

第 18 条 この章の規定は、法令または他の条例の規定により何人にも閲覧もしくは縦覧または謄本、抄本その他の写しの交付が認められている公文書にあっては、当該法令または他の条例に定める方法(公開の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)と同一の方法による公文書の公開については、適用しない。ただし、当該法令または他の条例の規定に一定の場合には公開しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 この章の規定は、前項に規定するもののほか、滋賀県立図書館、滋賀県立近代美術館その他の県の施設または県が設立した地方独立行政法人の施設において一般の利用に供することを目的としている公文書の公開については、適用しない。

(情報通信の技術の利用)

第 18 条の 2 議会は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、公開請求を滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成 16 年滋賀県条例第 30 号)第 3 条の規定の例により行わせることができる。

2 議会は、第 10 条第 1 項、同条第 2 項、第 11 条第 2 項、第 12 条および第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、これらの規定による通知を滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例第 4 条の規定の例により行うことができる。

(県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て)

第 18 条の 3 県が設立した地方独立行政法人がした公開決定等または当該地方独立行政法人に対する公開請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)による異議申立てをすることができる。

第 3 章 不服申立て

(審査会への諮問等)

第 19 条 公開決定等について行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定または裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに滋賀県情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 決定または裁決で、不服申立てに係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号および第 21 条において同じ。)を取り消し、または変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該不服申立てに対する決定または裁決をしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第 20 条 前条第 1 項の規定により諮問をした実施機関 (以下「 諮問実施機関」という。) は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人および参加人
- (2) 公開請求者 (公開請求者が不服申立人または参加人である場合を除く。)
- (3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者 (当該第三者が不服申立人または参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第 21 条 第 14 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定または裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、または棄却する決定または裁決
- (2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の決定または裁決 (第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(滋賀県情報公開審査会)

第 22 条 第 19 条第 1 項の規定による諮問に応じて調査審議を行うため、滋賀県情報公開審査会 (以下「 審査会」という。) を置く。

- 2 審査会は、委員 7 人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者、県民から公募した者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることを妨げない。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 審査会は、第 1 項の調査審議を行うほか、情報公開に関する制度の運営および改善について、実施機関に意見を述べることができる。

(審査会の調査権限)

第 23 条 審査会は、前条第 1 項の調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、または整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第 1 項および前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人または諮問実施機関 (以下「 不服申立人等」という。) に意見書または資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、または鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第 24 条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の場合においては、不服申立人または参加人は、審査会の定めるところにより、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第 25 条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書または資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書または資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第 26 条 審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、不服申立人等に対し、審査会に提出された意見書または資料を閲覧させ、またはその写しを交付することができる。

(調査審議手続の非公開)

第 27 条 審査会の行う第 22 条第 1 項の調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第 28 条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第 29 条 この章に定めるもののほか、審査会の組織、運営および調査審議の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

第 4 章 情報公開の総合的な推進

(情報公開の総合的な推進)

第 30 条 実施機関は、第 2 章に定める公文書の公開のほか、県政または県が設立した地方独立法人が行う事業(以下「県政等」という。)に関する情報が適時に、かつ、適切な方法で県民に明らかにされるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(情報提供および情報収集の充実)

第 31 条 実施機関は、県民が県政等の動きを的確に判断できる正確でわかりやすい情報を得られるよう、広報活動その他の情報提供活動の充実に努めるものとする。

2 実施機関は、県政等に関する県民の意向をよりの確に把握するため、広聴活動その他の情報収集活動の充実に努めるものとする。

(政策形成への県民の意見の反映)

第 32 条 実施機関は、県の基本的な政策を立案しようとする場合は、あらかじめ、その目的、内容その他必要な事項を公表し、広く県民の意見を求めることにより、当該政策に県民の意見を反映する機会を確保するものとする。

(附属機関等の会議の公開)

第 33 条 実施機関に置く附属機関およびこれに類するものは、法令等の規定により公開することができないこととされている場合その他正当な理由がある場合を除き、その会議を公開するように努めるものとする。

(出資法人の情報公開)

第 34 条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、実施機関が定

めるもの（以下「出資法人」という。）は、当該出資の公共性にかんがみ、当該出資法人の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるように努めなければならない。

- 2 実施機関は、出資法人において、その性格、業務内容、県の出資の割合等に応じた適切な情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（指定管理者の情報公開）

第 34 条の 2 県の公の施設（地方自治法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を行う指定管理者（同法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、当該指定管理者の保有する情報であって、その管理を行う公の施設に係るものの公開に関し必要な措置を講ずるように努めなければならない。

- 2 実施機関は、指定管理者において、適切な情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第 5 章 雑則

（公文書の目録）

第 35 条 実施機関は、公文書の目録を作成し、一般の利用に供するものとする。

（実施状況の公表）

第 36 条 知事は、毎年度、実施機関の公文書の公開等の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

（適用除外）

第 37 条 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）に規定する訴訟に関する書類および押収物については、この条例の規定は、適用しない。

（委任）

第 38 条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第 6 章 罰則

（罰則）

第 39 条 第 22 条第 6 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項の規定（公安委員会および警察本部長に関する部分に限る。）および付則第 8 項第 2 号の規定は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の滋賀県公文書の公開等に関する条例（以下「旧条例」という。）第 5 条の規定によりされている公文書の公開の請求は、改正後の滋賀県情報公開条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 1 項の規定による公開請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第 12 条第 1 項の規定により滋賀県公文書公開審査会に対してされている諮問は、新条例第 19 条第 1 項の規定による審査会に対する諮問とみなす。
- 4 前 2 項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりされた処分、手続その他の

行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。

5 旧条例第 13 条第 1 項の規定により置かれた滋賀県公文書公開審査会は、新条例第 22 条第 1 項の規定により置く審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

6 この条例の施行の際現に旧条例第 13 条第 3 項の規定により滋賀県公文書公開審査会の委員に委嘱されている者は、新条例第 22 条第 3 項の規定により審査会の委員に任命されたものとみなし、その任期は、同条第 4 項の規定にかかわらず、平成 14 年 3 月 31 日までとする。

7 この条例の施行に伴い新たに任命される審査会の委員の任期は、新条例第 22 条第 4 項の規定にかかわらず、平成 14 年 3 月 31 日までとする。

8 次に掲げる公文書については、新条例第 2 章の規定は、適用しない。

(1) 平成 11 年 10 月 1 日前に実施機関（議会に限る。）の職員が作成し、または取得した公文書で当該実施機関が保有しているもの

(2) 付則第 1 項ただし書に規定する規則で定める日前に実施機関（公安委員会および警察本部長に限る。）の職員が作成し、または取得した公文書で、当該実施機関が保有しているもの

（滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

9 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 28 年滋賀県条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 44 号の 5 中「滋賀県公文書公開審査会」を「滋賀県情報公開審査会」に改める。

（滋賀県個人情報保護条例の一部改正）

10 滋賀県個人情報保護条例（平成 7 年滋賀県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「滋賀県公文書の公開等に関する条例（昭和 62 年滋賀県条例第 37 号）」を「滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号）」に改め、同条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とする。

第 10 条第 1 項中「または磁気テープ等」を削る。

第 15 条第 2 項を次のように改める。

2 個人情報の開示は、文書、図画または写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）に記録されている場合については閲覧または写しの交付により、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されている場合についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による開示にあつては、実施機関は、公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

第 15 条第 3 項を削る。

第 16 条第 2 項中「ならびに前条第 2 項および第 3 項」を「および前条第 2 項」に改める。

第 17 条中「または第 3 項の」を「の規定により」に改める。

（滋賀県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

11 前項の規定の施行により新たに同項の規定による改正後の滋賀県個人情報保護条例第 2 条第 3 号に規定する公文書となるものに記録された個人情報を取り扱う事務に係る同条例第 10 条第 2 項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、平成 13 年 4 月 1 日以後、遅滞なく」とする。

付 則（平成 13 年条例第 10 号）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 14 年条例第 45 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 6 条および第 14 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後にされた公開請求について適用し、同日前にされた公開請求については、なお従前の例による。

付 則(平成 15 年条例第 18 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 16 年条例第 30 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(平成 16 年条例第 44 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(滋賀県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則(平成 16 年条例第 46 号)

この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

付 則(平成 17 年条例第 43 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 17 年条例第 121 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(滋賀県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 この条例の施行の際前項の規定による改正前の滋賀県情報公開条例(以下「改正前の情報公開条例」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものまたは施行日前に改正前の情報公開条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で、施行日以後においては病院事業管理者が管理し、および執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同項の規定による改正後の滋賀県情報公開条例の規定の適用については、病院事業管理者がした処分その他の行為または病院事業管理者に対してなされた請求その他の行為とみなす。

付 則(平成 18 年条例第 11 号)抄

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際第 6 条の規定による改正前の滋賀県情報公開条例(以下「改正前の情報公開条例」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものまたはこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の情報公開条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で、施行日以後においては県が設立した地方独立行政法人が管理し、および執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同条の規定による改正後の滋賀県情報公開条例の規定の適用については、県が設立した地方独立行政法人がした処分その他の行為または県が設立した地方独立行政法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

付 則(平成 19 年条例第 34 号)

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

滋賀県の情報公開・個人情報保護
平成 19 年度運用状況報告書

発行 平成 21 年 1 月
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室
〒 520-8577 大津市京町四丁目 1 - 1
TEL 077-528-3121・3122
FAX 077-528-4813
E-mail kenmin-j@pref.shiga.lg.jp